

平成23年第1回由利本荘市議会定例会(3月)会議録

平成23年3月18日(金曜日)

議事日程第5号

平成23年3月18日(金曜日)午前10時開議

- 第1. 議案の訂正について
- 第2. 追加提出議案の説明並びに質疑  
議案第83号から議案第90号まで 8件
- 第3. 追加提出議案の委員会付託(付託表は別紙のとおり)
- 第4. 委員長審査報告
- 第5. 議案第5号 由利本荘市文化交流館条例の制定について
- 第6. 議案第6号 由利本荘市環境基本条例の制定について
- 第7. 議案第7号 由利本荘市医師確保奨学資金基金条例の制定について
- 第8. 議案第8号 由利本荘市医師研修資金貸付条例の制定について
- 第9. 議案第9号 由利本荘市子ども条例の制定について
- 第10. 議案第10号 由利本荘市企業支援貸工場条例の制定について
- 第11. 議案第11号 由利本荘市食料・農業・農村基本条例の制定について
- 第12. 議案第12号 独立行政法人雇用・能力開発機構委託に係る本荘由利地域職業訓練センター管理運営条例の全部を改正する条例案
- 第13. 議案第13号 由利本荘市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- 第14. 議案第14号 由利本荘市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案
- 第15. 議案第15号 由利本荘市特別会計条例の一部を改正する条例案
- 第16. 議案第16号 由利本荘市コミュニティバス等運行事業条例の一部を改正する条例案
- 第17. 議案第17号 由利本荘市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 第18. 議案第18号 由利本荘市住みよい環境づくり条例の一部を改正する条例案
- 第19. 議案第19号 由利本荘市児童遊園地条例の一部を改正する条例案
- 第20. 議案第20号 由利本荘市児童館条例の一部を改正する条例案
- 第21. 議案第21号 由利本荘市長寿祝金条例の一部を改正する条例案
- 第22. 議案第22号 由利本荘市農山村集会施設条例の一部を改正する条例案
- 第23. 議案第23号 由利本荘市特別導入事業基金条例の一部を改正する条例案
- 第24. 議案第24号 由利本荘市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第25. 議案第25号 由利本荘市都市公園条例の一部を改正する条例案
- 第26. 議案第26号 由利本荘市浄化槽施設条例の一部を改正する条例案
- 第27. 議案第27号 由利本荘市簡易水道等設置条例の一部を改正する条例案
- 第28. 議案第28号 由利本荘市教職員住宅条例の一部を改正する条例案
- 第29. 議案第29号 由利本荘市理科教育センター条例等の一部を改正する条例案

- 第 3 0 . 議案第 3 0 号 由利本荘市学習センター条例の一部を改正する条例案
- 第 3 1 . 議案第 3 1 号 由利本荘市プール条例の一部を改正する条例案
- 第 3 2 . 議案第 3 2 号 由利本荘市テニスコート条例の一部を改正する条例案
- 第 3 3 . 議案第 3 3 号 由利本荘市ガス供給条例の一部を改正する条例案
- 第 3 4 . 議案第 3 4 号 由利本荘市へき地保育所条例を廃止する条例案
- 第 3 5 . 議案第 3 5 号 由利本荘市上蛇田ぶどう園管理施設条例を廃止する条例案
- 第 3 6 . 議案第 3 6 号 由利本荘市本荘文化会館条例を廃止する条例案
- 第 3 7 . 議案第 3 9 号 物品（はしご付消防ポンプ自動車）購入契約の締結について
- 第 3 8 . 議案第 4 0 号 平成 2 3 年度由利本荘市介護サービス事業特別会計への繰入れについて
- 第 3 9 . 議案第 4 1 号 平成 2 3 年度由利本荘市下水道事業特別会計への繰入れについて
- 第 4 0 . 議案第 4 2 号 平成 2 3 年度由利本荘市集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 第 4 1 . 議案第 4 3 号 平成 2 3 年度由利本荘市簡易水道事業特別会計への繰入れについて
- 第 4 2 . 議案第 4 4 号 平成 2 3 年度由利本荘市スキー場運営特別会計への繰入れについて
- 第 4 3 . 議案第 4 5 号 由利本荘市道路線の認定について
- 第 4 4 . 議案第 4 6 号 本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務の変更に伴う財産処分について
- 第 4 5 . 議案第 4 8 号 平成 2 2 年度由利本荘市一般会計補正予算（第 1 7 号）
- 第 4 6 . 議案第 4 9 号 平成 2 2 年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 4 7 . 議案第 5 0 号 平成 2 2 年度由利本荘市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 8 . 議案第 5 1 号 平成 2 2 年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 9 . 議案第 5 2 号 平成 2 2 年度由利本荘市受託施設休日応急診療所運営特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 5 0 . 議案第 5 3 号 平成 2 2 年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算（第 5 号）
- 第 5 1 . 議案第 5 4 号 平成 2 2 年度由利本荘市地域情報化事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 5 2 . 議案第 5 5 号 平成 2 2 年度由利本荘市奨学資金特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 5 3 . 議案第 5 6 号 平成 2 2 年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 5 4 . 議案第 5 7 号 平成 2 2 年度由利本荘市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 5 5 . 議案第 5 8 号 平成 2 2 年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 5 6 . 議案第 5 9 号 平成 2 2 年度由利本荘市簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 5 7 . 議案第 6 0 号 平成 2 2 年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 5 8 . 議案第 6 1 号 平成 2 2 年度由利本荘市小友財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 5 9 . 議案第 6 2 号 平成 2 2 年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 0 . 議案第 6 3 号 平成 2 2 年度由利本荘市水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 第 6 1 . 議案第 6 4 号 平成 2 2 年度由利本荘市ガス事業会計補正予算（第 4 号）

- 第 6 2 . 議案第 6 5 号 平成 2 3 年度由利本荘市一般会計予算
- 第 6 3 . 議案第 6 6 号 平成 2 3 年度由利本荘市国民健康保険特別会計予算
- 第 6 4 . 議案第 6 7 号 平成 2 3 年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計予算
- 第 6 5 . 議案第 6 8 号 平成 2 3 年度由利本荘市診療所運営特別会計予算
- 第 6 6 . 議案第 6 9 号 平成 2 3 年度由利本荘市受託施設休日応急診療所運営特別会計予算
- 第 6 7 . 議案第 7 0 号 平成 2 3 年度由利本荘市情報センター特別会計予算
- 第 6 8 . 議案第 7 1 号 平成 2 3 年度由利本荘市地域情報化事業特別会計予算
- 第 6 9 . 議案第 7 2 号 平成 2 3 年度由利本荘市奨学資金特別会計予算
- 第 7 0 . 議案第 7 3 号 平成 2 3 年度由利本荘市介護サービス事業特別会計予算
- 第 7 1 . 議案第 7 4 号 平成 2 3 年度由利本荘市下水道事業特別会計予算
- 第 7 2 . 議案第 7 5 号 平成 2 3 年度由利本荘市集落排水事業特別会計予算
- 第 7 3 . 議案第 7 6 号 平成 2 3 年度由利本荘市簡易水道事業特別会計予算
- 第 7 4 . 議案第 7 7 号 平成 2 3 年度由利本荘市スキー場運営特別会計予算
- 第 7 5 . 議案第 7 8 号 平成 2 3 年度由利本荘市小友財産区特別会計予算
- 第 7 6 . 議案第 7 9 号 平成 2 3 年度由利本荘市北内越財産区特別会計予算
- 第 7 7 . 議案第 8 0 号 平成 2 3 年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計予算
- 第 7 8 . 議案第 8 1 号 平成 2 3 年度由利本荘市水道事業会計予算
- 第 7 9 . 議案第 8 2 号 平成 2 3 年度由利本荘市ガス事業会計予算
- 第 8 0 . 議案第 8 3 号 由利本荘市組織条例の一部を改正する条例案
- 第 8 1 . 議案第 8 4 号 子吉川由利橋下部工工事委託変更契約の締結について
- 第 8 2 . 議案第 8 5 号 由利橋架替事業橋台工事請負変更契約の締結について
- 第 8 3 . 議案第 8 6 号 由利橋架替事業橋脚工事請負変更契約の締結について
- 第 8 4 . 議案第 8 7 号 由利本荘市営土地改良事業の経費の賦課徴収について
- 第 8 5 . 議案第 8 8 号 公の施設の利用に関する協議について
- 第 8 6 . 議案第 8 9 号 平成 2 2 年度由利本荘市一般会計補正予算(第 1 8 号)
- 第 8 7 . 議案第 9 0 号 平成 2 2 年度由利本荘市簡易水道事業特別会計補正予算(第 5 号)
- 第 8 8 . 陳情第 1 号 最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援の拡充を求める意見書提出についての陳情
- 第 8 9 . 陳情第 2 号 労働者派遣法の早期抜本改正と雇用の安定を求める意見書提出についての陳情
- 第 9 0 . 陳情第 3 号 2 0 1 1 年度年金引き下げの撤回と無年金・低年金者に緊急措置を求める意見書提出についての陳情
- 第 9 1 . 継続審査中の平成 2 2 年陳情第 1 0 号 住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充を求める意見書提出についての陳情
- 第 9 2 . 継続審査について  
継続審査中の平成 2 2 年請願第 5 号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書提出についての請願
- 第 9 3 . 追加提出議員発案の説明並びに質疑

議員発案第1号

1件

第94．議員発案第1号 由利本荘市議会議員政治倫理条例の一部改正について

第95．特別委員会の名称変更について

本日の会議に付した事件

第1から第95までは議事日程第5号のとおり

第96．追加提出委員会発案の説明並びに質疑

委員会発案第1号から第2号まで

2件

第97．委員会発案第1号 最低賃金の引き上げと中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について

第98．委員会発案第2号 労働者派遣法の早期抜本改正と雇用の安定を求める意見書の提出について

出席議員（30人）

1番 伊藤岩夫	2番 渡部聖一	3番 佐々木隆一
4番 佐藤譲司	5番 大関嘉一	6番 作佐部直
7番 湊貴信	8番 高橋信雄	9番 若林徹
10番 高橋和子	11番 堀友子	12番 佐藤勇
13番 今野晃治	14番 今野英元	15番 堀川喜久雄
16番 渡部専一	17番 長沼久利	18番 伊藤順男
19番 佐藤賢一	20番 鈴木和夫	21番 井島市太郎
22番 齋藤作圓	23番 佐々木勝二	24番 本間明
25番 佐々木慶治	26番 土田与七郎	27番 佐藤竹夫
28番 村上亨	29番 三浦秀雄	30番 渡部功

欠席議員（0人）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	長谷部 誠	副市長	村上 健司
副市長	藤原 由美子	教育長	佐々田 亨三
企業管理者	藤原 秀一	総務部長	土田 隆男
市民福祉部長	荘司 和夫	農林水産部長	小松 秀穂
商工観光部長	渡部 進	建設部長	熊谷 幸美
矢島総合支所長	植村 清一	岩城総合支所長	今野 光志
由利総合支所長	三浦 貞一	大内総合支所長	鈴木 一
西目総合支所長	加賀 秀喜	鳥海総合支所長	土田 修
教育次長	鈴木 幸治	消防長	土田 喜一郎
企画調整部次長兼 企画調整課長	石川 裕		

議会事務局職員出席者

局	長	伊藤	篤	次	長	遠藤	正人
書	記	高橋	知哉	書	記	石郷岡	孝
書	記	鈴木	司	書	記	今野	信幸

午前10時00分 開 議

議長（渡部功君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員は30名であります。出席議員は定足数に達しております。

ここで、謹んで申し上げます。このたび、3月11日に発生いたしました東日本大震災におきまして、本市と親子都市提携をしております福島県いわき市民を初め、被災されました多くの方々に対しまして、市民の皆様とともに心からお見舞い申し上げます。犠牲になられた方々には、心から哀悼の意を申し上げます。大変な状況にありますが、一日も早い復興を強く願うものであります。今後、市議会といたしましても、被災地救済のため、市当局とともに全力で取り組んでまいりたいと思っておりますので、市民の皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、このたび犠牲になられた方々の御冥福をお祈りし、市民の皆様とともに黙祷をささげたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【黙祷】

議長（渡部功君） 御協力ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。

この際、お諮りいたします。このたび市長より議案訂正の申し出がありました。また、本日追加議案の提出がありましたので、議会運営委員会を開き、本日の日程をお手元に配付のとおり定めましたが、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって本日の議事は、日程第5号をもって進めます。

議長（渡部功君） 日程第1、議案の訂正についてを議題といたします。

市長から議案の訂正理由の説明を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

市長（長谷部誠君） おはようございます。それでは、議案の訂正について御説明申し上げます。今定例会におきましては、各提出議案について慎重な御審議をいただいているところでありますが、議案第25号由利本荘市都市公園条例の一部を改正する条例案の一部訂正をお願いするものであります。

その内容についてであります。今年度、市総合体育館に増設しましたシャワー室の使用料を1人につき200円とする条例改正案につきまして、他の施設に設置されているシャワー室との関係などを考慮し、また、現在、関係部署で協議を進めております市有施設の使用料の見直しの中で、改めて検討するべきと判断したことから、提案中の使用料につきましては無料とすることとし、原案の一部を訂正するものであります。

以上、議案訂正について、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（渡部功君） 以上で議案の訂正理由の説明を終わります。

この際、お諮りいたします。ただいま議題となっております、議案第25号由利本荘市都市公園条例の一部を改正する条例案の訂正については、これを承認することに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案の訂正については、これを承認することに決定いたしました。

議長（渡部功君） 日程第2、追加提出議案の説明並びに質疑を行います。

この際、議案第83号から議案第90号までの8件を一括上程し、市長の説明を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

市長（長谷部誠君） それでは、追加提出議案の説明に先立ちまして、諸般の報告を申し上げます。

初めに、地震関連についてであります。3月11日午後2時46分に発生しました東北地方太平洋沖地震に始まった大震災により、各地で甚大な被害が発生し、大変多くの方々が亡くなられ、そして、行方不明の方も多数おられます。心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

本市におきましても、大地震発生直後に東北地方太平洋沖地震対策本部を設置し、避難所の開設や避難者への食料の提供、市内の被害状況を確認するなど、その対応に当たったところであります。本市における被害は、避難所において停電のため足元が見えず転倒し、けがをされた方が1名おりましたが、その他大きな人的・物的被害はありませんでした。また、長時間にわたり停電が続いたことから、3月11日から3日間、延べ248名の方々が計12カ所の避難所で避難生活を送りました。

次に、被災地に対する支援であります。3月11日より本市消防本部から緊急消防援助隊を派遣しており、今も懸命な救助・消火活動を実施しております。また、3月13日には、親子都市であります福島県いわき市へ毛布、飲料水などの支援物資を搬送したところであり、本日夕方にも米や飲料水などを第2次輸送し、さらに23日にも第3次輸送を予定しております。

特に本日の第2次輸送における米1トンにつきましては、岩城まちづくり推進機構や道川及び亀田地域のコミュニティ推進協議会、さらには、岩城・市職員会の皆様より御寄附をいただいたものであり、心から感謝を申し上げます。

また、災害相互援助協定を結んでおります北東北地域連携軸構想推進協議会の支援についてであります。先般、秋田県側の構成4市で協議し、大船渡市と釜石市の意向に沿って、マスク、消毒用アルコール、おむつなどの衛生用品を昨日搬送しております。

一方、3月17日現在、本市の知人を頼って福島県と宮城県から18世帯49名の被災者の方々が本市へ避難してまいりましたので、被災者の受入体制を整え、支援させていただいたところであります。

こういうときこそ、痛みを分かち合い、助け合うことが肝要であります。この場をおかりし、私から市民の皆様へ幾つかのお願いがあります。

1つ目には、3月16日から東北電力株式会社において実施している計画停電への御理解、御協力を引き続きお願いいたしますとともに、最大限の節電、省エネに御協力をお願いいたします。

2つ目には、地域の共助であります。日本にとっては、数百年に一度とも言われる自然災害であり、まさに非常事態であります。市民はもちろん、国民全体でこの危機に立ち向かっていかなければなりません。地域の皆さんの支え合い・助け合いを大切にするとともに、被災者の支援にも御協力をお願いいたします。

3つ目に、市民の皆様様の日常生活についてであります。市では、このたびの震災により臨時的な措置として、3月19日から4月2日までの2週間は、収集するごみの種類を可燃ごみのみに限定するとともに、ごみ収集回数につきましても、週1回とする対応をとらせていただきます。また、斎場につきましても、被災地からの要請等もあり、場合によっては利用者の皆様に御不便をおかけすることがありますので、御協力をお願いするものであります。

以上、市民一丸となって、この苦難を乗り越えたいと考えております。議員各位を初め、市民の皆様様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

次に、地震による市発注工事完成のおくれについてであります。地震に関する報道等で既に御承知のことと存じますが、各種プラント類の稼働制限に伴うガソリン及び軽油等の供給不足に端を発し、建設重機の使用制限並びに交通網の寸断による各種建設資材の調達等にめどが立たない状況であります。また、電気及び管工事組合が復旧支援要請を受けていることから、作業員不足などが想定され、一部工事などの工期内完成のおくれが余儀なくされる状況であります。

このことについては、市といたしましても、非常事態と受けとめて対応してまいりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

次に、東由利総合支所元産業課職員による公金の不正処理について、その後の経過を御報告いたします。

本件は、東由利畜産関係団体事務を担当する元産業課職員の不適切な事務処理であるとして、各団体における欠損額などについて確定作業を行い、親族に対して弁償金の請求手続などを進めていたものであります。しかし、その後、市監査委員による財政援助団体の監査において、農用地整備公団事業負担金及び特別導入事業償還金など、本来、市の歳入となるべき公金を着服していたことが判明し、地方自治法の規定に基づき、市監査委員に対し、先般2月4日付で職員の賠償責任に関する監査請求を行ったものであります。この監査請求に対する監査結果の報告が2月28日付で監査委員から送付され、損害賠償額が決定いたしました。損害賠償額は、着服金総額44万9,048円から他団体の会計より補てんした額11万2,030円及び現金取扱員に任命されていなかった平成19年度の着服額16万152円をそれぞれ差し引いた額の17万6,866円となり、この損害額について、地方自治法の規定により賠償を命ずるものであります。また、現金取扱員に任命されていなかった平成19年度の着服額16万152円につきましても、不法行為による損害賠償請求を行うものとし、合わせて33万7,018円の賠償を求めるものであります。

なお、これら賠償金に係る歳入歳出予算につきましても、本日追加提案いたしました補正予算に計上しておりますので、御審議方よろしくお願いいたします。

以上であります。

それでは、追加提出議案について御説明申し上げます。

本日追加提出いたしました案件は、条例関係1件、契約案件3件、補正予算2件、その他2件の計8件であります。

初めに、議案第83号由利本荘市組織条例の一部を改正する条例案であります。これは、平成23年度より総務部及び企画調整部の事務分掌の一部を改めることに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第84号子吉川由利橋下部工工事委託変更契約の締結についてであります。これは、平成22年第2回市議会臨時会において議決いただきました子吉川由利橋下部工の工事委託について、場所打ちくいの工法変更及び上部工の一部構造変更に伴う下部工の構造変更など、工事内容の一部を変更することに伴う委託変更契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第85号由利橋架替事業橋台工事請負変更契約の締結について及び議案第86号由利橋架替事業橋脚工事請負変更契約の締結についてであります。これは、いずれも平成22年第3回市議会臨時会において議決いただきました由利橋架替事業に伴う橋台工事及び橋脚工事について、現場の周辺状況により、仮設工の構造変更及び護岸工並びに構造物の撤去に係る変更など、工事内容の一部を変更することに伴う変更契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第87号由利本荘市営土地改良事業の経費の賦課徴収についてであります。これは、平成23年度において、本荘地域柴野地区及び鳥海地域平根地区の土地改良事業を実施するに当たり、由利本荘市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第88号公の施設の利用に関する協議についてであります。これは、由利本荘市立保育所を、東京都町田市が保育を実施する児童に使用させることについて協議を行うに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第89号平成22年度一般会計補正予算（第18号）であります。主な内容といたしましては、民生費では、生活保護費の追加と今年度の国庫負担金交付額確定に伴い、不足分を予備費で調整しようとするものであります。なお、不足する国庫負担金については、翌年度に精算交付されるものであります。

農林水産業費では、矢島畜産センターで使用する牛乳保冷器購入費に対する補助金を追加しようとするものであります。諸支出金では、東由利総合支所元職員による着服事件に係る賠償を受けて、本来納付されるべき基金等に補てんする費用を追加しようとするものであります。また、きめ細かな交付金事業、住民生活に光をそそぐ交付金事業など、積雪や不測の事態により年度内の事業完了が見込めない事業について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

歳入については、国庫負担金を減額し、諸収入を増額するほか、予備費において収支の調整を図り、歳入歳出それぞれ4,064万5,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を541億6,102万4,000円にしようとするものであります。

次に、議案第90号簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）では、矢島地域の導水路災害復旧費負担金について、豪雪により年度内の事業完了が見込めないことから、繰越明許



費を設定しようとするものであります。

以上が本日提出いたしました議案の概要でありますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

議長（渡部功君） 以上をもって、追加提出議案の説明を終わります。

これより追加提出議案に対する質疑に入ります。

この際、本日追加提出されました議案第83号から議案第90号までの8件に対する質疑の通告は、休憩中に議会事務局へ提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時20分 休 憩

.....  
午前10時21分 再 開

議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより追加提出されました議案第83号から議案第90号までの8件を一括議題として質疑を行います。

ただいままでのところ、発言の通告はありません。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。よって、追加提出議案に対する質疑を終結いたします。

議長（渡部功君） 日程第3、追加提出議案の委員会付託を行います。

お手元に配付しております付託表のとおり、各委員会に審査を付託いたします。

この際、委員会開催のため暫時休憩いたします。

午前10時22分 休 憩

.....  
午後 3時10分 再 開

議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案第5号から議案第36号まで、議案第39号から議案第46号まで及び議案第48号から議案第90号までの83件、並びに陳情第1号から陳情第3号までの3件、並びに継続審査中の平成22年請願第5号及び平成22年陳情第10号の2件を一括上程し、日程第4により各委員会の審査の経過と結果について、委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。

最初に、総務常任委員長の報告を求めます。28番村上亨君。

【総務常任委員長（村上亨君）登壇】

総務常任委員長（村上亨君） 地震発生から1週間が経過いたしました。今事態は、信じがたい悪夢のような未曾有の大惨事となっております。当委員会からも被災されました多くの皆様方に対しまして、衷心より哀悼の意とお見舞いを申し上げます。また、一日も早い復興を心からお祈り申し上げる次第であります。

それでは、総務常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今期定例会におきまして、当常任委員会に審査付託になりました案件は、本日の追加分を含め、初日に付託されました案件を除き、条例の一部改正5件、その他1件、補正予算6件、新年度予算6件の合計18件であります。

また、これに継続審査中の陳情1件を加えました19件の審査結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要を御報告申し上げます。

初めに、条例の一部改正であります。

議案第13号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第14号教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは、特別職等報酬審議会の答申に基づき、市長等常勤の特別職と教育長の給与月額について、平成24年3月31日までさらに1年間、減額期間を延長しようとするものであります。

次に、議案第15号特別会計条例の一部を改正する条例案であります。これは、一般会計に含まれていた鳥海地域の3診療所の運営経費について、診療所運営特別会計を設置して管理しようとするものであります。

次に、議案第16号コミュニティバス等運行事業条例の一部を改正する条例案であります。これは、路線バス西目線の廃止に伴い、交通空白地帯における代替輸送を行うため、別表に西目地域西目線を追加しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました条例の一部改正案につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、その他の案件であります。

議案第46号本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務の変更に伴う財産処分についてであります。これは、軽費老人ホーム幸風荘の取り壊しに伴う財産処分について、にかほ市と協議するに当たり、議会の議決を得ようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、補正予算であります。いずれも年度末の精査による補正が主な内容となっております。

議案第48号一般会計補正予算（第17号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では1款、6款、10款、13款から18款、20款及び21款、歳出では1款、2款、7款、9款及び12款から14款、並びに地方債補正の追加・変更であります。

まず、歳入であります。1款市税は、市民税及び市たばこ税などを増額、鉦産税及び入湯税を減額しようとするものであります。

6款地方消費税交付金及び10款地方交付税は、交付額の確定などにより増額しようとするものであります。

13款使用料及び手数料は、移動通信用鉄塔設備使用料の減額が主なものであります。

14款国庫支出金は、事業費の確定により参議院議員通常選挙費委託金を減額しようとするものであります。

15款県支出金は、生活バス路線等維持費補助金の減額が主なものであります。

16款財産収入は、土地建物貸付、県行造林分の立木売却、土地売却、由利橋解体鋼材等の物品売却収入及び財政調整基金などの基金運用収入の増額が主なものであります。

17款寄附金は、実績により一般寄付金及びふるさとさくら基金費寄附金を増額しようとするものであります。

18款繰入金は、地域雇用創出推進基金繰入金の減額及び定住自立圏創造基金繰入金の増額が主なものであります。

20款諸収入は、市税等に係る延滞金の増額が主なものであります。

21款市債は、合併市町村振興基金積立事業債及び秋田県市町村振興資金を活用することにより、民間資金借換債を追加しようとするものであります。

歳出では、1款議会費において、議会事務費の旅費などの減額が主なものであります。

2款総務費は、一般管理費や電子計算費などの減額、繰り上げ償還を予定しての減債基金積立金の増額、合併市町村振興基金積立金の追加、基準年度評価替え業務委託料等及び参議院議員通常選挙費の減額が主なものであります。

7款商工費は、生活バス路線等維持費補助金の減額が主なものであります。

9款消防費は、防災行政無線管理費などを減額しようとするものであります。

12款公債費は、借りかえによる繰り上げ償還を含む長期債償還元金の増額及び借入利率確定に伴い長期債償還利子を減額しようとするものであります。

13款諸支出金は、市土地開発公社に係る土地管理委託料を減額しようとするものであります。

14款予備費は、財源調整により増額しようとするものであります。

また、地方債補正では、2事業を追加し、16事業で起債限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第53号情報センター特別会計補正予算（第5号）であります。まず、歳入の主なものは、インターネット新規加入負担金及び使用料の増額、一般会計繰入金の減額、前年度繰越金及び消費税還付金の増額が主なものであります。

また、歳出は、電柱共架料等、長期債償還利子及び消費税を減額し、財源調整として予備費を増額しようとするものであります。

これにより、歳入歳出に251万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ3億4,559万9,000円にしようとするものであります。

次に、議案第54号地域情報化事業特別会計補正予算（第3号）であります。まず、歳入の主なものは、Y B ネット使用料及び光ファイバー貸付収入の減額、一般会計繰入金及び前年度繰越金を増額しようとするものであります。

また、歳出は、Y B ネット運営費を減額し、財源調整として予備費を増額しようとするものであります。

これにより、歳入歳出に502万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ1億3,431万8,000円にしようとするものであります。

次に、議案第61号小友財産区特別会計補正予算（第1号）であります。まず、歳入は、基金運用収入、立木売払収入、前年度繰越金及び送電線下立木伐採補償料による雑入を増額しようとするほか、基金繰入金を減額しようとするものであります。

歳出では、管理費及び維持費を減額しようとするほか、基金積立金を増額、歳入歳出を14万7,000円減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ168万2,000円にしようとするものであります。

次に、議案第62号松ヶ崎財産区特別会計補正予算（第1号）であります。まず、歳入は、基金運用収入及び前年度繰越金を増額し、基金繰入金を減額しようとするもので、歳出では、財産管理費を減額し、基金積立金を増額しようとするもので、歳入歳出に9万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ101万2,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました一般会計補正予算の当常任委員会付託分及び各特別会計の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、新年度予算であります。

議案第65号一般会計予算であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では1款から10款及び12款から21款、歳出では1款、2款、9款及び12款から14款、並びに地方債であります。

新年度予算は、公債費負担適正化計画を基本として、総合発展計画主要事業に加え地域雇用創出推進基金や定住自立圏創造基金を活用し、地域経済の活性化や住民の安全・安心の確保を最重点とした予算編成となっているものであり、歳入の主なもの及び人件費等経常的な経費を除く事務事業の主な内容について御報告申し上げます。

なお、詳細につきましては、議員各位に配付済みの予算案の概要及び各所管課から提出されました資料を御参照いただきたいと存じます。

まず、歳入について御報告申し上げます。

自主財源の根幹であります1款市税では、法人市民税などが増額となっておりますが、市税全体で前年度比2.0%減の75億1,900万円余りであり、歳入総額に占める割合は17.0%であります。

2款地方譲与税から9款地方特例交付金は、自動車重量譲与税などの減額により、総額で前年度比4.1%の減であります。

10款地方交付税は、基本的に地方財政計画方針に沿って積算されたもので、普通交付税では、特別枠である地域活性化・雇用対策費を含み、前年度比4.4%増で見積もり、特別交付税は、0.2%の減と見込み、交付税全体では、4.1%増の192億9,300万円余りを見込んでおります。

なお、地方交付税と臨時財政対策債を加えた実質交付税は、前年度比1.0%の増であります。

12款分担金及び負担金は、子吉財産区議会議員選挙費などの負担金であります。

13款使用料及び手数料は、庁舎等の公共施設に係る使用料、コミュニティバス等使用料及び市税督促・市税等証明手数料収入であります。

14款国庫支出金は、鳥海ダムに係る生活再建対策事務委託金などあります。

15款県支出金は、地籍調査事業費補助金、生活バス路線等維持費補助金及び秋田県市町村少子化対策包括交付金などや、県民税徴税费、県議会議員選挙費及び各種統計調査費などの事務に対する委託金であります。

16款財産収入は、土地建物貸付収入、移動通信用伝送路貸付収入、財政調整基金等各種基金の運用収入、分譲宅地及び物品売払収入などあります。

17款寄附金は、一般寄附金及びふるさとさくら基金費寄附金の存置項目であります。

18款繰入金は、財政調整基金、ふるさとさくら基金、地域雇用創出推進基金及び定住自立圏創造基金からそれぞれ繰り入れるほか、各財産区からの繰入金であります。

19款繰越金は、前年度と同額の4億円が見込まれております。

20款諸収入は、市税等に係る延滞金、歳計現金預金利子、地域総合整備資金貸付金元利収入及び宝くじ市町村交付金などであります。

21款市債は、由利高原鉄道運営支援事業債及び交付税振替財源である臨時財政対策債であります。

次に、歳出について御報告申し上げます。

1款議会費は、地方議会議員年金制度の廃止が予定されていることに伴う議員共済費、議員報酬、会議録作成、議会報発行及び会議録検索システム等に係る予算計上であります。

2款総務費は、職員の研修や福利厚生、広域市町村圏組合運営費等の分担金、広報発行や広聴事業費、基幹系及び内部情報系業務システム管理費、庁舎等の管理費、情報センター特別会計等への繰出金、行政協力事業費、地域振興費、生活バス路線等維持などの交通環境整備費、由利高原鉄道運営事業費補助金などの鳥海山麓線運営促進事業費、地籍調査費、賦課徴収や秋田県地方税滞納整理機構に係る経費、県議会議員一般選挙などの選挙費、経済センサス調査費等の統計調査費及び監査委員費などであります。

なお、地域づくり推進事業については、本荘地域が500万円、それ以外の地域はそれぞれ300万円計上されておりますが、審査の過程で、制度を改善するなど、地域づくり推進事業の目的に沿った事業推進に努めていただきたい旨の意見がありましたことを申し添えます。

9款消防費は、水防費及び防災行政無線の管理に係る経費などの災害対策費であります。

12款公債費は、長期債の元金及び利子の定時償還金並びに一時借入金の利子であります。

13款諸支出金は、土地開発公社に委託し、先行取得した土地購入費に係る市並びに県公社への償還金が主なものであります。

14款予備費は、前年度と同額の5,000万円であります。

最後に、地方債であります。合併特例債や過疎債などで17事業において限度額を設定しようとするものであります。これにより、年度末の市債残高は、753億6,000万円ほどの見込み額となっております。

次に、特別会計予算であります。

議案第70号情報センター特別会計予算であります。歳入は、新規加入をケーブルテレビ及びインターネットそれぞれ120件と見込み、ケーブルテレビ及びインターネットの使用料、一般会計繰入金、前年度繰越金及び衛星放送視聴料などの雑入が主なものであります。

また、歳出は、総務費で施設の維持管理費、番組制作費などであり、電気通信経費ではインターネット上位回線使用料、公債費では長期債の元利償還金を計上し、消費税及び予備費を措置する内容で、これによる歳入歳出予算総額をそれぞれ3億5,727万1,000円に定めるものであります。

次に、議案第71号地域情報化事業特別会計予算では、歳入で、加入総数を899件と見込むY B ネット使用料、引き込み工事手数料などやN T Tへの光ファイバー貸付収入などの財産収入、主に起債償還金に充当される一般会計繰入金などが主なものであります。

また、歳出の主なものは、伝送路支障移転費やインターネット通信、データ通信の回線使用料、設備保守委託料及び電柱の共架料などのY B ネット運営費のほか、起債に係る元利償還金、予備費を措置するもので、歳入歳出予算総額をそれぞれ1億2,746万7,000円に定めるものであります。

次に、議案第78号小友財産区特別会計予算では、歳入で、基金からの繰入金が主なものであり、また、歳出は、財産区管理会委員報酬などの管理会運営費、山林の維持管理費及び各種団体への補助を目的とする一般会計への繰出金が主なものであり、歳入歳出予算総額をそれぞれ418万7,000円に定めるものであります。

次に、議案第79号北内越財産区特別会計予算では、歳入で、基金からの繰入金が主なものであり、歳出は、山林の維持費及び団体補助を目的とする一般会計への繰出金が主なものであり、歳入歳出予算総額をそれぞれ1万6,000円に定めるものであります。

次に、議案第80号松ヶ崎財産区特別会計予算では、歳入で、土地貸付収入及び基金からの繰入金が主なものであり、また、歳出では、財産の維持管理に要する経費のほか、各種団体への補助を目的とする一般会計への繰出金が主なものであり、歳入歳出予算総額をそれぞれ91万6,000円に定めるものであります。

以上、御報告申し上げました新年度一般会計予算の当常任委員会付託分及び各特別会計予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、本日追加されました案件であります。

最初に、議案第83号組織条例の一部を改正する条例案であります。これは、部の事務分掌を変更しようとするものであります。その内容は、平成23年4月1日から、企画調整部の事務分掌である「秘書に関すること」並びに「広報及び広聴に関すること」のうち、「広聴に関すること」を総務部の事務分掌に、また、企画調整部の事務分掌に「文化交流館に関すること」を新たに加えようとするものであります。

この条例の一部改正案につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第89号一般会計補正予算（第18号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳出では14款、並びに繰越明許費の追加であります。

まず、歳出では、生活保護費などの財源調整として、14款予備費を減額しようとするものであります。

また、繰越明許費の追加であります。これは、1月25日の臨時会で予算措置された国の補正予算関連である、きめ細かな交付金実施計画事業などのうち、年度内に完成が見込めない事業について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

繰り越しする事業は、2款総務費において、市庁舎等施設設備整備事業など5事業、9款消防費においては、緊急伝送装置の修繕に係る消防施設等設備整備事業であります。

この補正予算の当常任委員会付託分につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、継続審査中の陳情であります。

平成22年陳情第10号住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充を求める意見書提出についての陳情であります。これは、国の責任を放棄し、地方に犠牲と格差を強いる地

域主権改革を行わないことなど、3項目に関して、国への意見書提出についての陳情であります。

この陳情につきましては、国の責任を放棄し、地方に犠牲と格差を強いる地域主権改革を行わないことについては、意見の相違がある。また、秋田など地方の行政サービス低下を招く国の地方出先機関の統廃合をしないことについては、統廃合に関して精査しなければならない時期に来ている。住民の安心・安全を支える行政サービス拡充を図るために必要な人員を確保することに関しては、必要な人員を確保しながら、人員の適正化などへの方向にある、などの意見があり、採決の結果、不採択とすべきものと決定した次第であります。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

議長（渡部功君） 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。17番長沼久利君。

【教育民生常任委員長（長沼久利君）登壇】

教育民生常任委員長（長沼久利君） 教育民生常任委員会からも、東北地方太平洋沖地震で被災されました皆様方に、一刻も早い復興を願いお見舞いを申し上げます。

それでは、教育民生常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会におきまして、当常任委員会に審査付託になりました案件は、本日追加提出されました案件を含め、条例関係16件、補正予算8件、新年度予算7件、契約の締結1件、その他2件、陳情1件の計35件であります。

なお、これに継続審査中の請願1件を加えました36件の審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

最初に、条例関係について御報告申し上げます。

初めに、議案第6号環境基本条例の制定についてであります。これは、環境の保全に関する基本理念及び施策の基本方針を定めることにより、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、施策を総合的かつ計画的に推進し、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、新たに条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第7号医師確保奨学資金基金条例の制定についてであります。これは、医師確保を図ることにより、地域医療の充実に資することを目的として貸し付けを行う医師確保奨学資金貸付事業の健全な財政運営のため、新たに条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第8号医師研修資金貸付条例の制定についてであります。これは、市内の公的医療機関において医師の業務に従事しようとする者に対し、研修に要する資金の貸し付けを行うことにより、地域医療の充実に必要な医師の養成及び確保を図るため、新たに条例を制定しようとするものであります。

なお、研修資金の種類及び額は、1号資金が120万円、2号資金が240万円、3号資金が360万円となっております。この貸付金につきましては、臨床研修終了後、引き続き市内の公的医療機関で臨床医として業務に従事した期間が、1号資金においては1年、2号資金においては2年、3号資金においては3年に達した場合は、返還が免除されるものであります。

次に、議案第9号子ども条例の制定についてであります。これは、子供が健やかに育

つ環境づくりについて、基本理念及び子供・子育てに関する施策の基本計画を定めることにより、市及び地域住民等の責務並びに子供の役割を明らかにするとともに、子供の健やかな成長を社会全体で支援するまちづくりを推進するため、新たに条例を制定しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました4件の条例制定につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、条例の一部改正について御報告申し上げます。

初めに、議案第17号国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、今年度末までの時限措置として附則で規定しておりました出産育児一時金の額について、健康保険法施行令の一部改正により、本則においてその額を35万円から39万円に改めるとともに、附則を削るため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第18号住みよい環境づくり条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、先ほど御説明申し上げました環境基本条例の制定による条文整備のため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第19号児童遊園地条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、笹子児童遊園地及び川内児童遊園地をそれぞれ隣接する保育園で一体管理するため、各保育園へ所管がえすることに伴い、別表を改正するものであります。

次に、議案第20号児童館条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、岩谷児童館の改築により、その位置を改めるとともに、鳥海の園児童館を廃止するため、関係条文を整備するものであります。

次に、議案第21号長寿祝金条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、百歳祝金の支給額において、在宅生活者と福祉施設入所者との支給額の差を撤廃することから、福祉施設入所者への支給額を改めるため、関係条文を整備するものであります。

次に、議案第28号教職員住宅条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、八塩小学校と高瀬小学校の統合により、新たに東由利小学校が設置されることから、教職員住宅の名称を改めるため、別表を改正するものであります。

次に、議案第29号理科教育センター条例等の一部を改正する条例案についてであります。これは、文化交流館「カダレ」の開館に伴い移転する理科教育センター等の各施設について、施設の位置を改めるとともに、本荘公民館及び本荘図書館の名称をそれぞれ中央公民館及び中央図書館に改めるため、関係する条例の一部を改正するものであり、規則で定める日から施行するものであります。

次に、議案第30号学習センター条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、統合により空き校舎となる八塩小学校舎を活用し、八塩生涯学習センターを設置するため、別表を改正するものであります。

次に、議案第31号プール条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、鳥海小川プール及び鳥海百宅プールが廃止されることに伴い、別表を改正するものであります。

次に、議案第32号テニスコート条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、東由利テニスコートが廃止されることに伴い、条例の一部を改正するものであります。



以上、御報告申し上げました10件の条例の一部改正につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、条例の廃止について御報告申し上げます。

初めに、議案第34号へき地保育所条例を廃止する条例案についてであります。これは、鳥海の園保育所が廃止されることに伴い、条例を廃止するものであります。

次に、議案第36号本荘文化会館条例を廃止する条例案についてであります。これは、文化交流館「カダレ」の開館に伴い、平成23年度において本荘文化会館が廃止されることから、条例を廃止するものであり、規則で定める日から施行するものであります。

以上、御報告申し上げました2件の条例の廃止につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第39号物品（はしご付消防ポンプ自動車）購入契約の締結についてであります。これは、本荘消防署に配備する35メートル級はしごつき消防ポンプ自動車の購入について、指名競争入札の結果、猿田興業株式会社と2億265万円で契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第40号平成23年度介護サービス事業特別会計への繰入れについてであります。これは、平成23年度一般会計から1億円以内を介護サービス事業特別会計へ繰り入れるに当たり、議会の議決を得ようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、補正予算について御報告申し上げます。

初めに、議案第48号一般会計補正予算（第17号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入12款から16款、18款、20款、21款と、歳出2款から5款、9款、10款、繰越明許費3款、10款についてであります。

今回の補正は、歳入歳出ともに、全般にわたり事業費確定または精算見込みによる補正であります。人件費以外の主なものについて御報告申し上げます。

初めに、歳入についてであります。12款分担金及び負担金では、精算見込みによる保育所入所者負担金の減額が主なものであります。

13款使用料及び手数料では、精算見込みによる鳥海診療所及び各清掃センター焼却場の施設使用料の増額、直根診療所使用料の減額が主なものであります。

14款国庫支出金では、精算見込みによる保育所運営費負担金、児童扶養手当負担金及び次世代育成支援対策交付金の減額が主なものであります。

15款県支出金では、後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金及び秋田県小規模介護施設等緊急整備費補助金の増額、精算見込みによる保育所運営費負担金及びすこやか子育て支援事業費補助金の減額が主なものであります。

16款財産収入では、精算見込みによる鉄・アルミ・古紙などの物品売払収入の増額が主なものであります。

18款繰入金では、老人保健特別会計繰入金の増額が主なものであります。

20款諸収入では、精算見込みによる広域市町村圏組合分担金精算金の増額、地域支援事業受託収入及び後期高齢者特定健診助成金の減額が主なものであります。

21款市債では、事業費確定による児童福祉施設整備事業債及び消防施設整備事業債の減

額が主なものであります。

次に、歳出についてであります。2款総務費では、1項総務管理費において、精算見込みによる交通指導隊の旅費等の減額が主なものであり、3項戸籍住民基本台帳費においては、精算見込みによる事務機器リース料の減額が主なものであります。

3款民生費では、1項社会福祉費において、地域介護・福祉空間整備等補助金、秋田県後期高齢者医療広域連合負担金並びに国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金の増額、精算見込みによる高齢者祝金給付事業費及び食の自立支援事業費の減額が主なものであります。

また、2項児童福祉費においては、中央保育園改築事業費補助金の増額、精算見込みによる民間保育所運営費委託料、児童扶養手当給付費及び子育て支援金事業費の減額が主なものであります。

また、3項生活保護費においては、生活保護決裁システムに係る生活保護事務費の増額であります。

4款衛生費では、1項保健衛生費において、精算見込みによる各種検診及び後期高齢者特定健診に係る委託料並びに太陽光発電システム設置費補助金の減額、直根診療所及び笹子診療所運営費の増減額が主なものであります。

また、2項清掃費においては、精算見込みによる収集運搬業務委託料、本荘清掃センター管理費及び最終処分場管理費の減額が主なものであります。

5款労働費では、1項2目労働施設費において、矢島勤労青少年ホームに係る燃料費の増額であります。

9款消防費では、1項消防費において、事業費確定による耐震性貯水槽及び消防格納庫に係る工事請負費並びに小型動力ポンプつき積載車等に係る備品購入費の減額が主なものであります。

10款教育費では、1項教育総務費において、精算見込みによる遠距離通学者への定期券購入に要する経費の減額が主なものであります。

また、2項小学校費においては、精算見込みによる各小学校の光熱水費の増額、児童等健診事業費及びコンピュータ教育振興費の減額が主なものであります。

また、3項中学校費においては、精算見込みによる各中学校の燃料費の増額、生徒等健診事業費及び番組制作本数の減による「ホット・ヒート！科学の心」推進事業費の減額が主なものであります。

また、4項幼稚園費においては、国・県への補助金の返還に係る幼稚園就園助成事業費の増額が主なものであります。

また、5項社会教育費においては、精算見込みによる西目公民館の燃料費及び修繕料の増額、本荘文化会館の施設管理委託料の減額が主なものであります。

また、6項保健体育費においては、精算見込みによる各体育施設の委託料及び学校給食に係る光熱水費の減額が主なものであります。

次に、繰越明許費についてであります。3款では岩谷児童館解体事業、10款では小学校建設事業及び水林総合運動公園整備事業について、事業の年度内完成が困難であることから、翌年度へ繰り越ししようとするものであります。

次に、議案第49号国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳

入においては、退職被保険者等療養給付費等交付金、保険財政共同安定化事業交付金及び前年度繰越金の増額、これらに伴う財政調整基金繰入金の減額が主なものであり、歳出では、精算見込みによる療養給付費、償還金及び予備費の増額、額確定による保険財政共同安定化事業拠出金の減額が主なものであり、歳入歳出それぞれ2億7,850万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を98億7,582万円にしようとするものであります。

次に、議案第50号老人保健特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入においては、第三者納付金の増額が主なものであり、歳出では、一般会計繰出金の増額が主なものであり、歳入歳出それぞれ264万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を561万6,000円にしようとするものであります。

次に、議案第51号後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入においては、保険料の賦課額確定による特別徴収保険料の減額、普通徴収保険料及び保険基盤安定繰入金の増額が主なものであり、歳出では、精算見込みによる後期高齢者医療広域連合納付金の減額が主なものであり、歳入歳出それぞれ5,687万6,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を7億156万6,000円にしようとするものであります。

次に、議案第52号受託施設休日応急診療所運営特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入においては、休日診療収入の減額、前年度繰越金の増額が主なものであり、歳出では、精算見込みによる医薬材料費の減額、基金積立金の増額であり、歳入歳出それぞれ414万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を2,022万4,000円にしようとするものであります。

次に、議案第55号奨学資金特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入においては、一般会計繰入金の減額が主なものであり、歳出では、奨学資金基金積立金の増額、貸付金の減額が主なものであり、歳入歳出それぞれ17万6,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を7,670万7,000円にしようとするものであります。

次に、議案第56号介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入においては、サービス収入の増額、介護サービス施設整備事業債の減額が主なものであり、歳出では、精算見込みによる東光苑施設整備事業費及び予備費の減額、鳥寿苑財政調整基金積立金の増額が主なものであり、歳入歳出それぞれ1,463万7,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を10億6,506万円にしようとするものであります。

また、地方債補正であります。介護サービス施設整備事業の限度額を変更しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました7件の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、新年度予算について御報告申し上げます。

初めに、議案第65号一般会計予算についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入11款から18款、20款、21款と、歳出2款から5款、7款、9款、10款、継続費10款、債務負担行為についてであります。

その主なものについて御報告申し上げます。

初めに、歳入についてであります。11款は、交通安全対策特別交付金であります。

12款分担金及び負担金では、老人保護入所者負担金、保育所入所者負担金及び児童クラブ等保護者負担金が主なものであります。

13款使用料及び手数料では、焼却場使用料、幼稚園保育料、プール等使用料、戸籍手数料、食の自立支援手数料及び指定収集袋によるごみ処理手数料が主なものであります。

14款国庫支出金では、障がい者自立支援給付費負担金、子ども手当負担金、生活保護費負担金、地域生活支援事業費補助金、次世代育成支援対策交付金、消防施設整備費補助金、安全・安心な学校づくり交付金及び国民年金事務取扱費委託金が主なものであります。

15款県支出金では、保険基盤安定制度負担金、保育所運営費負担金、福祉医療費補助金及びすこやか子育て支援事業費補助金が主なものであります。

16款財産収入では、鉄・アルミ・古紙などの物品売払収入が主なものであります。

17款寄附金は、「レジ袋の削減に向けた取り組みに関する協定」寄附金であります。

18款繰入金では、医師確保奨学資金貸付基金繰入金が主なものであります。

20款諸収入では、地域支援事業受託収入、老人福祉施設建設費償還金、居宅介護予防サービス計画費収入及びスポーツ振興くじ助成金が主なものであります。

21款市債では、内越保育園改築事業債、消防施設整備事業債、岩城・松ヶ崎地域統合小学校整備事業債、鳥海地域統合小学校整備事業債及び運動公園整備事業債が主なものであります。

次に、歳出についてであります。2款総務費では、交通安全対策、防犯対策、市民相談及び戸籍住民基本台帳に係る経費が主なものであります。

3款民生費では、養護老人ホーム及び保育所入所措置に係る経費、福祉医療支給事業費、介護保険費、国民健康保険費、後期高齢者医療費、障がい者自立支援費、子ども手当給付費、各保育園運営費及び生活保護に係る経費が主なものであり、内越保育園の改築に係る経費なども計上されております。

4款衛生費では、各種検診や予防接種に係る経費、遠隔地受診受付システムに係る経費、子宮頸がん等ワクチン予防接種に係る経費、ごみ処理施設に係る経費及びし尿処理施設に係る分担金が主なものであり、新たに、由利組合総合病院運営費補助金、医師確保奨学資金や医師研修資金の貸し付けに係る経費及び一般廃棄物最終処分場の残容量等の調査に係る経費も計上されております。

5款労働費では、出稼ぎ労働者の支援に係る経費及び勤労青少年ホームの管理費が計上されております。

7款商工費では、消費者保護対策事業に係る経費が計上されております。

9款消防費では、常備消防の管理費、消防団活動に係る経費のほか、はしごつき消防ポンプ自動車等の購入費、消防格納庫及び耐震性貯水槽の整備に係る経費が主なものであります。

10款教育費では、幼稚園、小中学校及び各教育・体育施設の管理に係る経費、スクールバスの購入費、鳥海統合小学校や岩城・松ヶ崎地域統合小学校の建設に係る経費及び全国高校総体開催補助などに係る経費が主なものであり、新たに、東由利中学校の改築に係る基本設計委託料、ナックルフォア4艇の購入費及び水林球場の改修に係る経費も計上されております。

次に、継続費についてであります。これは、10款教育費2項小学校費の鳥海統合小学校建設事業において、年割額を平成23年度4億221万8,000円、平成24年度5億6,668万8,000円とし、総額9億6,890万6,000円の継続費を設定しようとするものであります。

次に、債務負担行為についてであります。これは、福祉住宅整備資金利子補給及び損失補償について、平成23年度から平成30年度まで、利子補給については、償還利子5%以内の利子補給額を、損失補償については、金融機関が融資した額の10%に相当する額をそれぞれ限度額として設定するものであります。

次に、議案第66号国民健康保険特別会計予算についてであります。歳入においては、国民健康保険税のほか、国庫支出金、前期高齢者交付金、共同事業交付金及び繰入金が主なものであり、歳出では、保険給付費、後期高齢者支援金等、介護納付金及び共同事業拠出金が主なものであり、歳入歳出予算の総額を96億3,559万5,000円とするものであります。

次に、議案第67号後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入においては、後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金が主なものであり、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金が主なものであり、歳入歳出予算の総額を7億1,393万3,000円とするものであります。

次に、議案第68号診療所運営特別会計予算についてであります。この会計は、鳥海地域3カ所の診療所運営費を新たに特別会計として管理するものであります。

歳入においては、診療収入及び一般会計繰入金が主なものであり、歳出では、各診療所の運営費が主なものであり、歳入歳出予算の総額を4億2,465万3,000円とするものであります。

次に、議案第69号受託施設休日応急診療所運営特別会計予算についてであります。歳入においては、休日診療収入及び受託事業収入が主なものであり、歳出では、休日診療所運営費が主なものであり、歳入歳出予算の総額を1,016万4,000円とするものであります。

次に、議案第72号奨学資金特別会計予算についてであります。歳入においては、貸付金元金収入及び繰越金が主なものであり、歳出では、既存貸付決定分及び新規分を含めた145名分の貸付金が主なものであり、歳入歳出予算の総額を7,439万6,000円とするものであります。

次に、議案第73号介護サービス事業特別会計予算についてであります。歳入においては、サービス収入、繰入金及び繰越金が主なものであり、歳出では、鳥寿苑、東光苑及び悠楽館における介護サービス事業に係る経費、鳥寿苑、東光苑及び白百合苑に係る償還金元金が主なものであり、歳入歳出予算の総額を7億4,289万6,000円とするものであります。

以上、御報告申し上げました7件の新年度予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、本日追加提出されました案件について御報告申し上げます。

初めに、議案第88号公の施設の利用に関する協議についてであります。これは、町田市からゆり保育園への広域入所の申し込みがあったことから、同市との間において、由利本荘市立保育所の使用に関する協定書を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第89号一般会計補正予算(第18号)についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入14款と歳出3款、繰越明許費3款から5款、9款、10款についてであります。

初めに、歳入についてであります。14款国庫支出金は、負担金額の確定による生活保護費負担金の減額であります。

次に、歳出についてであります。3款民生費3項生活保護費において、医療費の高騰による扶助費の増額が主なものであります。

次に、繰越明許費についてであります。きめ細かな交付金及び住民生活に光をそそぐ交付金の実施計画事業や施設解体事業などにおいて、積雪等により事業の年度内完成が困難であることから、福祉保健施設等設備整備事業、保育施設解体事業、衛生施設等設備整備事業、小・中学校施設設備整備事業、図書館環境整備事業及び社会体育施設設備整備事業など26事業について、翌年度へ繰り越ししようとするものであります。

以上、御報告申し上げました一般会計補正予算につきましては、その提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情及び継続審査中の請願について御報告申し上げます。

初めに、陳情第3号2011年度年金引き下げの撤回と無年金・低年金者に緊急措置を求める意見書提出についての陳情についてであります。これは、2011年度の年金引き下げ改定の撤回や、すべての高齢者に基礎年金国庫負担の保障を求めることについて、国に対して意見書の提出を求める陳情であります。「趣旨については十分に理解できるものの、国の財政状況などについても考慮しなくてはいけないのでは」との意見もあり、採決の結果、全会一致で趣旨採択とすべきものと決定した次第であります。

次に、継続審査中の平成22年請願第5号後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書提出についての請願につきましては、引き続き慎重に審査いたしました。後期高齢者医療制度の廃止については、国の動向をさらに見きわめる必要があることから、なお審査を要するものとして、継続審査すべきものと決定した次第であります。

以上で審査の報告を終わります。

議長（渡部功君） 次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。12番佐藤勇君。

【産業経済常任委員長（佐藤勇君）登壇】

産業経済常任委員長（佐藤勇君） 産業経済常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今期定例会において、当常任委員会に審査付託になりました案件は、初日の先決議案を除き、本日追加提出されました案件を含め、条例関係6件、補正予算3件、新年度予算2件、その他2件、陳情2件の計15件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例関係であります。

まず、議案第10号企業支援貸工場条例の制定についてであります。これは、本市に新たに進出、または既存企業で増設等事業展開を行おうとする企業・個人に対し、初期投資を抑えて、生産体制を迅速に構築できる環境を整備することにより、地域産業の発展及び企業誘致の推進を図ろうとする目的で、大内地域葛岡地内に企業支援貸工場を設置するため、新たに条例を制定しようとするものであります。

この案件の経緯につきまして、秋田新電元が生産効率の向上やコスト競争力を高める目的で、市内に3つある工場のうち、旧大内町が誘致した大内工場を閉鎖し、閉鎖となる大内工場を市に無償譲渡したい旨の申し出があったものと当局より説明を受けております。

また、当常任委員会で現地調査を行い、現地では、秋田新電元より工場等についての説

明をしていただきました。生産設備の大半は他工場に移動しておりましたが、今まで勤務された従業員の方々が工場を大切に使用していたことがうかがえ、非常にいい状態の建物であることが確認できました。このことから、当常任委員会といたしましては、貸し工場についての情報発信を積極的に行い、未利用の期間ができるだけ短期間になることを期待し、その間新たな企業等が進出するまで当該工場の維持管理を切にお願いするものであります。

次に、議案第11号食料・農業・農村基本条例の制定についてであります。これは、食料・農業及び農村のあり方についての基本理念を定め、市・農業者・農業団体・市民及び事業者の責務と役割を明らかにし、必要な施策等を定め推進することにより、持続的に発展する農業の確立並びに都市及び農村が調和した豊かで住みよい地域社会の実現に寄与するため、新たに条例を制定しようとするものであります。

なお、この条例第3条には、林業及び水産業とは密接な関連があることから、他自治体には余り例のない林業及び水産業への配慮が明記されております。

次に、議案第12号独立行政法人雇用・能力開発機構委託に係る本荘由利地域職業訓練センター管理運営条例の全部を改正する条例案であります。これは、独立行政法人雇用・能力開発機構から本荘石脇地区にある本荘由利地域職業訓練センターが譲渡されることに伴い、当該施設を由利本荘市職業訓練センターと名称を改め、引き続き、人材育成の拠点となる総合的訓練施設として、そしてまた、技能労働者の必要な能力の向上を図るとともに、地域コミュニティの振興に活用するため、条例の全部を改正しようとするものであります。

また、本条例は、指定管理者制度の導入を可能とし、市民が利用しやすい料金に改正するものであります。

次に、議案第22号農山村集会施設条例の一部を改正する条例案であります。これは、大内地域松本の都市農村交流センター（たんぽぽ館）を宿泊利用可能な施設にすることに伴い、宿泊の使用料を設定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第23号特別導入事業基金条例の一部を改正する条例案であります。これは、肉用素牛購入のための資金貸付事業に充てる特別導入事業が、国の三位一体改革により国庫補助負担金廃止の対象となったことに伴い、基金原資に含まれる国庫金を返還し、当該基金の額を減ずるため、条例の一部を改正しようとするものであります。なお、国庫金の返還は、平成23年度まで行うもので、今年度は504万円余りを返還し、基金の額を1億522万円とするものであります。

次に、議案第35号上蛇田ぶどう園管理施設条例を廃止する条例案であります。これは、市の公の施設の見直し計画に沿って行うものであり、平成12年以降使用していない岩城地域上蛇田にある当該施設の用途廃止に伴い、条例を廃止しようとするものであります。

以上、これら条例の制定案・全部改正案・一部改正案・廃止案6件につきましては、提案の趣旨を了とし、いずれも原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第44号スキー場運営特別会計への繰り入れについてであります。これは、新年度予算において、一般会計から特別会計への繰り入れを行うに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。スキー場運営特別会計には、1億4,000万円以内を事業推進のため繰り入れしようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきも

のと決定した次第であります。

続いて、補正予算であります。

まず、議案第48号一般会計補正予算（第17号）であります。本補正予算は、事業費の確定・精査や実績見込みが主なものでありますが、当常任委員会に審査付託になりました主な内容を御報告申し上げます。

まず、歳入であります。

12款分担金及び負担金につきましては、県営ため池六沢地区受益者分担金の減額であります。

13款使用料及び手数料につきましては、市内各農業施設及び観光施設等の使用料の増減額が主なものであります。

14款国庫支出金につきましては、事業費確定による農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の減額であります。

15款県支出金につきましては、緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金の減額、農林水産業費補助金の増減額及び林道災害復旧費補助金の減額が主なものであります。

16款財産収入につきましては、立木売払収入や砂及び牧草など生産物売払収入の増減額が主なものであります。

18款繰入金につきましては、国庫金償還額確定に伴う特別導入事業基金繰入金の減額であります。

20款諸収入につきましては、森林農地整備センター造林受託事業収入の増額のほか、農林水産業及び商工雑入の増減額であります。

21款市債につきましては、統合家畜市場整備事業や漁港施設整備機能強化事業など農林水産業債の増減額、林道災害復旧事業債の減額が主なものであります。

続いて、歳出であります。

6款農林水産業費、1項農業費につきましては、1目農業委員会費では、委員報酬等の減額が主なものであります。

3目農業振興費では、中山間地域等直接支払事業費補助金の減額、歳入14款で触れました農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業費の減額が主なものであります。

4目農業施設費では、灯油の高騰に伴う需要費の追加が主なものであります。

5目畜産業費では、統合家畜市場整備事業費補助金の減額、農業夢プラン応援事業費補助金の減額が主なものであります。

6目畜産業施設費では、放牧場や畜産センターの運営費の増減額が主なものであります。

7目農地費では、六沢・樽堤・もぐら沢及び新堤地区の県営ため池整備事業負担金の増減額が主なものであります。

9目防災ダム施設費では、テレメーターシステム更新事業調査計画費負担金の減額が主なものであります。

6款2項林業費につきましては、民有林造林促進事業費補助金の減額、森林整備地域活動支援交付金の減額及び公有林管理費の減額が主なものであります。

6款3項水産業費につきましては、クルマエビ中間育成施設に係る経費の減額が主なものであります。

7款商工費、1項商工費につきましては、2目商工振興費では、中小企業融資斡旋資金利



子補給金の減額が主なものであります。

3目工業振興費では、新規雇用奨励助成金の減額が主なものであります。

5目観光費では、国道108号における矢島地域の観光看板移設工事費の減額、地域力創造アドバイザー事業に係る経費の減額が主なものであります。

6目観光施設費では、市内各観光施設の管理・運営に要する経費の増減額のほか、指定管理施設における灯油の高騰による指定管理料の増額が主なものであります。

11款災害復旧費につきましては、林道災害復旧事業費の減額であります。

13款諸支出金につきましては、東由利地域の公有財産購入費の減額であります。

次に、繰越明許費であります。6款では、統合家畜市場整備事業、緊急支援農地等整備事業、市内の漁港整備に係る事業、11款では、林道災害復旧補助事業など、年度内に完了することができないものについて、それぞれ繰越明許費を設定しようとするものであります。

次に、債務負担行為であります。今年度資金利用額が確定したことに伴い、農業経営基盤強化資金利子補給補助金について、期間を平成23年度から41年度までの19カ年、限度額を58万6,000円として設定するものであります。

次に、議案第60号スキー場運営特別会計補正予算（第4号）であります。歳入では、矢島スキー場におけるリフト収入の増額であります。一方、歳出では、矢島スキー場における光熱水費の増額、旧発券場の解体工事費の減額が主なものであります。これにより、歳入歳出それぞれ27万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を1億6,610万4,000円とするものであります。

以上、御報告申し上げました補正予算2件につきましては、提案の趣旨を了とし、いずれも原案を可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、新年度予算2件であります。

初めに、議案第65号一般会計予算であります。

当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では12款、13款、15款、16款、18款、20款、21款、歳出では5款から7款、11款、13款であります。その主な内容について御報告申し上げます。

まず、歳入であります。

12款分担金及び負担金につきましては、県営担い手育成基盤整備事業費負担金や道の駅岩城の各施設の電力使用に係る負担金が主なものであります。

13款使用料及び手数料につきましては、放牧使用料、活魚センター使用料など農林水産業使用料や温泉施設を初めとする観光施設使用料及び堆肥運搬に係る手数料が主なものであります。

15款県支出金につきましては、22事業72人の雇用を予定するふるさと雇用再生臨時対策基金事業費補助金、35事業158人の雇用を予定する緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金のほか、農林水産各事業に対する補助金・委託金が主なものであります。

16款財産収入につきましては、土地建物貸付収入や立木、家畜などの売払収入が主なものであります。

18款繰入金につきましては、特別導入事業基金の国への平成23年度返還金に係る繰入金、本荘石脇コミュニティセンター等基金に係る繰入金であります。

20款諸収入につきましては、労働金庫預託金、漁業協同組合貸付金及び第三セクター貸付金に係る回収金のほか、農林水産業・商工に係る雑入が主なものであります。

21款市債につきましては、水産業に係る起債が主なものであります。

次に、歳出であります。新規事業を中心に御報告申し上げます。

5款労働費につきましては、シルバー人材センター運営事業費補助金、労働金庫預託金のほか、未就業者を支援するため、就業時に有利となる資格取得に係る助成金が主なものであります。

6款農林水産業費、1項農業費につきましては、1目農業委員会費では、委員報酬や農業者年金に係る事業費が主なものであります。

3目農業振興費では、戸別所得補償制度に係る事業費、営農維持緊急支援資金利子補給事業費、集落活性化に向け特産品開発・販路拡大に取り組む集落を支援する地域おこし協力隊事業費、農産物の付加価値化を図り、多様な農産物加工品の地産地消を推進し、直売施設を活用する農業6次産業化支援事業費が主なものであります。

4目農業施設費では、市内各農村交流施設や農産加工施設に係る管理費が主なものであります。

5目畜産業費では、(仮称)秋田由利牛振興公社に係る調査費及び出資金、遺伝的能力の高い県有種雄牛の活用にあつる経費が主なものであります。

6目畜産業施設費では、放牧場、畜産センター等に係る運営費が主なものであります。

7目農地費では、本荘地域柴野地区及び鳥海地域平根地区の基盤整備に係る経費が主なものであります。

6款2項林業費につきましては、木質バイオマス資源利活用調査委託費やナラ枯れ防除対策事業が主なものであります。

6款3項水産業費につきましては、市内3漁港における整備・維持管理事業が主なものであります。

7款商工費、1項商工費につきましては、2目商工振興費では、地域商品券事業補助金のほか、建設業者等の成長分野への参入や地域貢献に資する事業展開を促進するため、初期投資等に要する経費に対する補助金が主なものであります。

3目工業振興費では、議案第10号で触れました貸し工場についての維持管理費、工業振興アドバイザーに要する経費、地域企業の海外受注を促進するため社員の語学研修開催を助成する地域企業国際化人材育成事業が主なものであります。

5目観光費では、観光施設等の誘客並びに利用促進を図るほか、接客等のスキル習得など若年者の就職支援にあつる経費、ラジオ番組を利用した由利本荘魅力発信事業、観光資源の掘り起こし等を行う地域おこし協力隊事業が主なものであります。

6目観光施設費では、温泉施設を初めとする市内各観光施設の維持管理にあつる経費が主なものであります。

11款災害復旧費につきましては、万一の被災にあつた農林水産業施設災害復旧費であります。

13款諸支出金につきましては、水源涵養と森林環境保全のための立木購入にあつる経費であります。

以上が新年度一般会計予算の当常任委員会付託分の主な内容であります。特に、6款

農林水産業費、1項農業費、5目畜産業費に計上されております（仮称）秋田由利牛振興公社設立に係る出資金につきましては、当局から数回にわたり説明を受けております。

素案の内容は、議員各位にも配付済みであります。今後設置される（仮称）秋田由利牛振興公社検討委員会と今後の作業の進め方、構成委員の選定、検討委員会の開催時期・回数、また、検討委員会における検討事項としては、新法人の形態・組織体制・預託方法などが予定されていること。加えて資金計画、肥育牛の飼育計画と増頭計画や（仮称）秋田由利牛振興公社の役割などであります。

なお、当常任委員会では、この新法人の組織全体像については、今後、議会への詳細な説明があることを確認いたしております。

それら説明を受けた審査の過程で、現時点で示した飼育計画及び増頭計画は、和牛肥育経営に対する認識や運営計画、責任の所在、また、共同出資する相手の意思表示の最終決定が6月に行われることなど、心配される意見が出されました。

しかしながら、本事業は、新年度予算において目玉事業になるものでもあり、統合家畜市場の完成も間近となっていることから、秋田由利牛のブランド化及び畜産振興に対する当局の思いを評価しながら、新年度一般会計予算につきましては、次の意見を付して原案を可決すべきものと決定した次第であります。

意見。歳出6款農林水産業費、1項農業費、5目畜産業費において、（仮称）秋田由利牛振興公社の出資金については、（仮称）秋田由利牛振興公社検討委員会で検討する新法人の組織全体像と密接に関連することから、共同出資する相手と十分な協議を重ね、その組織全体像を早急に議会に示すとともに、予算の執行には特に慎重を期されたい。

次に、議案第77号スキー場運営特別会計予算であります。

歳出は、矢島及び鳥海オコジョランドスキー場の維持管理費のほか、償還金が主なもので、これらの財源として、両スキー場の事業収入と一般会計繰入金を充てるものであり、歳入歳出予算の総額を1億5,596万2,000円とするものであります。

この新年度特別会計予算につきましては、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

続きまして、本日追加提出されました案件であります。

初めに、議案第87号由利本荘市営土地改良事業の賦課徴収についてであります。これは、本荘地域柴野地区及び鳥海地域平根地区の県営担い手育成基盤整備事業を実施するに当たり、事前の調査事業に係る経費の受益者負担として分担金の賦課基準及び徴収時期などについて、議会の議決を得ようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第89号平成22年度一般会計補正予算（第18号）であります。歳入につきましては、20款諸収入、事故補填金償還金であります。

次に、歳出では、6款農林水産業費においては、牛乳保冷器購入に係る補助金の追加であります。

13款諸支出金においては、畜産関係の事故補填金であります。

次に、繰越明許費であります。6款では、農業施設等設備整備事業、緊急支援農地等整備事業、7款では、地域交流観光施設設備整備事業など、年度内に完了することができないものについて、それぞれ繰越明許費を設定しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました本補正予算の当常任委員会付託分につきましては、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情2件について御報告申し上げます。

陳情第1号最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援の拡充を求める意見書提出についての陳情であります。これは、地域最低賃金を大幅に引き上げること。最低賃金の引き上げが進むよう中小零細企業予算をふやし、経営支援策を拡充するとともに、中小零細業者の生活支援策を十分に講ずることなど、3項目についての意見書を国に提出することを求めるものであり、その願意は妥当であるとし、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第2号労働者派遣法の早期抜本改正と雇用の安定を求める意見書提出についての陳情であります。これは、労働者派遣法の改正については、労働者派遣の実態を真に改善できる改正内容とすること。安定した良質な雇用を実現するため、期間の定めのない直接雇用と均等待遇を原則とした労働法制の見直しを進めることなどの2項目についての意見書を国に提出することを求めるものであり、その願意は妥当であるとし、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

以上で、産業経済常任委員会の審査の報告といたしますが、よろしく御賛同のほどお願い申し上げます。

議長（渡部功君） この際、会議時間を延長いたします。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。24番本間明君。

【建設常任委員長（本間明君）登壇】

建設常任委員長（本間明君） 建設常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今期定例会におきまして、当常任委員会に審査付託になりました案件は、初日付託分を除き、本日追加提出された案件を含め、条例関係5件、契約関係3件、特別会計への繰入れ3件、道路関係1件、補正予算8件、新年度予算6件の計26件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例の一部改正に関する案件であります。

議案第24号道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案であります。これは、国の道路占用料単価の改正に伴い、市の占用料の額を規定する条例の別表について、国の単価に準じた改正を行うもので、その施行日を平成23年4月1日にしようとするものであります。

次に、議案第25号都市公園条例の一部を改正する条例案であります。これは、総合体育館にシャワー室を増設することに伴い、条例の別表を改正しようとするものであります。

なお、シャワー設備は、男女それぞれ2基ずつ設置されており、その使用料については無料にしようとするものです。

次に、議案第26号浄化槽施設条例の一部を改正する条例案であります。これは、本荘地域の松ヶ崎地区及び大内地域の大内岩谷地区、葛岡新田地区における浄化槽施設の設置及び廃止に伴い、別表を整備するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第27号簡易水道等設置条例の一部を改正する条例案であります。これは、亀田地区統合簡易水道施設整備事業の完了に伴い、条例の別表の中で、これまで亀田簡易水道、南沢簡易水道としてそれぞれ設定していた給水区域等を一本化し、名称は亀田簡易

水道、給水人口は2,215人、一日最大給水量は1,733立方メートルに改めようとするものであります。

次に、議案第33号ガス供給条例の一部を改正する条例案であります。これは、原料ガス購入単価の見直しにより、市が供給するガスの料金改定を行うため、それに伴う条文の整備もあわせて、条例の一部を改正しようとするものであります。

ガス料金は、使用量に応じた3つの区分により、基本料金と従量料金の合計額で料金設定されておりますが、新料金では、使用量が20を超え、200立方メートルまでの場合、基本料金が一月につき1,701円、従量料金単価は、1立方メートルにつき154円56銭であり、これは、標準家庭のガス使用量を月40立方メートルと仮定した場合、新料金では7,883円となるもので、現行料金との比較では、月額227円の増となるものです。

また、使用者の申し込みに伴う本支管等工事の市負担額の改正及び消費税に関する条文の整備や新旧料金の日割り計算の算定方法に係る経過措置などについてもあわせて条例の一部を改正するものであり、この条例案の施行日は、平成23年5月1日にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました5件の条例の一部改正につきましては、提案の趣旨を了とし、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、新年度予算の特別会計への繰り入れ案件であります。

議案第41号下水道事業特別会計への繰り入れについて、議案第42号集落排水事業特別会計への繰り入れについて及び議案第43号簡易水道事業特別会計への繰り入れについての3件であります。これは、一般会計から下水道事業へ15億円以内、集落排水事業へ12億円以内、簡易水道事業へ6億円以内を各特別会計に繰り入れすることについて、地方財政法第6条の規定により、議会の議決を得ようとするものであり、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、道路関係の案件であります。

議案第45号市道路線の認定についてであります。これは、開発行為に伴い整備された本荘地域の3路線について、田尻野28号線、同29号線及び30号線として認定しようとするものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、各会計の補正予算の案件であります。各会計とも年度末における事業費等の精査及び職員人件費等の措置等が主なものであります。

初めに、議案第48号一般会計補正予算(第17号)であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では12款、14款、15款及び21款、歳出では4款、6款、8款及び11款、継続費では8款、繰越明許費では8款及び11款であります。

その主な内容につきまして御報告申し上げます。

初めに、歳入であります。

12款分担金及び負担金では、実績見込みによる電線共同溝建設費負担金の減額であります。

14款国庫支出金では、実績見込みによる公共土木施設災害復旧費負担金及びまちづくり交付金の減額と地域活力基盤創造交付金の増額、事業費精査に伴う公営住宅建設事業費補助金の減額が主なものであります。

15款県支出金では、事業費の確定による緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金及び住

宅建築物安全ストック形成事業費補助金の減額であります。

21款市債では、事業費精査による道路改良事業債の増額、本荘市街地地区整備事業債及び公営住宅建設事業債の減額、実績見込みによる公共土木施設災害復旧事業債の減額が主なものであります。

次に、歳出であります。

4款衛生費では、簡易水道事業特別会計への繰出金の減額、6款農林水産業費では、集落排水事業特別会計への繰出金の減額であります。

8款土木費では、まちづくり交付金事業や住宅リフォーム助成事業など、各事業等の実績見込みによる事業費の減額及び組み替えのほか、下水道事業特別会計への繰出金の減額が主なものであります。

11款災害復旧費では、事業の実績見込みによる公共土木施設災害復旧費の減額であります。

次に、継続費補正であります。8款土木費の由利橋架替事業に係る上部工設置工事について、継続費の総額27億300万円のうち、平成22年度から24年度までの年割額を22年度において6,500万円減額し、4億2,400万円に、24年度において6,500万円増額し、11億9,400万円にそれぞれ変更しようとするものであります。

また、繰越明許費については、1月の臨時会で予算措置された国の補正予算関連事業であること、地権者等との協議に不測の日数を要したことなど、事業の年度内完成が困難となるため、8款土木費及び11款災害復旧費において、地域活力基盤創造交付金を活用した市道維持改良事業、まちづくり交付金事業、本荘中央地区土地区画整理事業及び公共土木施設災害復旧事業など8件の事業について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

次に、議案第57号下水道事業特別会計補正予算（第4号）であります。歳入では、下水道分担金、下水道費負担金、下水道使用料、指定店新規手数料及び前年度繰越金の増額、一般会計繰入金の減額が主なものであります。

一方、歳出では、精査による施設の維持管理費及び事業費の減額及び組み替えが主なもので、歳入歳出それぞれ136万6,000円減額し、補正後の歳入歳出予算総額を26億273万1,000円にしようとするものであります。

継続費補正では、平成22年度から23年度までの2年間で設定している特定環境保全公共下水道事業費の道川処理区について、平成23年度の年割額を3,400万円減額し、4,400万円に、継続費の総額を1億円に変更しようとするものであります。

繰越明許費については、関係機関との協議及び他事業との工程調整等に不測の日数を要したことなど、事業の年度内完成が困難となったため、大町銀座通線及び本荘処理区に係る公共下水道事業の2件について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

また、地方債補正であります。公共下水道事業借換債の起債限度額を減額変更しようとするものであります。

次に、議案第58号集落排水事業特別会計補正予算（第4号）であります。歳入では、農業集落排水分担金及び前年度繰越金の増額、新料金収納システムへの移行に伴う農業集落排水施設使用料等の減額、実績見込みによる農業集落排水事業費補助金、下水道事業債及び一般会計繰入金の減額が主なものであります。

一方、歳出では、大内地区の浄化槽設置に係る経費の増額及び精査による各地区事業費の減額が主なもので、歳入歳出それぞれ5,066万7,000円減額し、補正後の歳入歳出予算総額を23億3,607万2,000円にしようとするものであります。

繰越明許費については、関係機関との協議等に不測の日数を要したことなど、事業の年度内完成が困難となったため、松ヶ崎第2地区及び中帳地区の農業集落排水事業、大内地区の特定地域生活排水事業の3件について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

また、地方債補正であります。農業集落排水事業及び特定地域生活排水事業の起債限度額をそれぞれ減額変更しようとするものであります。

次に、議案第59号簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）であります。歳入では、水道使用料及び前年度繰越金の増額、実績見込みによる水道施設整備費補助金、簡易水道事業債及び一般会計繰入金の減額が主なものであります。

一方、歳出では、精査による施設の維持管理費及び岩城簡易水道施設整備事業費の減額が主なもので、歳入歳出それぞれ326万9,000円減額し、補正後の歳入歳出予算総額を13億1,865万2,000円にしようとするものであります。

また、地方債補正であります。簡易水道事業の起債限度額を減額変更しようとするものであります。

次に、議案第63号水道事業会計補正予算（第4号）であります。年間総給水量を25万2,000立方メートル増量し、802万1,000立方メートルにしようとするものであります。また、収益的収入において、実績見込みにより水道料金を3,200万円増額し、総額を14億7,031万5,000円にしようとするものであります。

一方、同じく支出において、消費税及び地方消費税、水道料金の不納欠損予定額を1,178万3,000円増額し、総額を13億380万9,000円にしようとするものであります。

また、資本的収入において、精査により企業債、工事負担金及び国補助金を1億4,510万2,000円減額し、総額を11億2,840万5,000円にしようとするものであります。

一方、同じく支出において、精査により工事請負費を7,700万円減額し、総額を16億9,181万円にしようとするものであります。

継続費補正では、平成22年度から24年度までの3年間で設定している由利原浄水場建設事業について、工事発注に伴う請負差額等により、それぞれの年割額を変更、事業費5億7,956万5,000円を減額し、継続費の総額を28億5,201万7,000円に変更しようとするものであります。

また、企業債の補正につきましては、高度浄水施設整備事業、老朽管更新事業及び水道施設整備事業の起債限度額をそれぞれ減額変更しようとするものであります。

次に、議案第64号ガス事業会計補正予算（第4号）であります。年間総販売量を33万8,000立方メートル増量し、768万立方メートルにしようとするものであります。

また、収益的収入において、実績見込みによりガス料金を2,581万6,000円増額し、総額を10億9,799万8,000円にしようとするものであります。

一方、同じく支出において、精査により原料費及び器具原価を2,292万2,000円増額し、総額を10億6,814万1,000円にしようとするものであります。

また、資本的収入において、精査により企業債及び工事負担金を4,000万円減額し、総

額を1億4,790万1,000円にしようとするものであります。

一方、同じく支出において、委託作業費及び工事請負費を2,700万円減額し、総額を4億5,891万5,000円にしようとするものであります。

企業債の補正につきましては、供給設備整備事業の起債限度額を減額変更しようとするものであります。

また、棚卸資産の購入限度額を増額変更しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算につきましては、提案の趣旨を了とし、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、新年度予算であります。

初めに、議案第65号一般会計予算のうち、当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では13款から15款、20款及び21款、歳出では4款、6款、8款及び11款であります。主要内容につきまして御報告申し上げます。

初めに、歳入であります。

13款使用料及び手数料では、小規模水道等使用料、道路占用料及び住宅使用料などあります。

14款国庫支出金では、道路整備、除雪車両配備、由利橋架け替え、都市公園に係る水林球場改修事業、土地区画整理及び公営住宅建設事業などにかかわる交付金及び補助金であります。

15款県支出金では、浄化槽整備事業費補助金、住宅建築物安全ストック形成事業費補助金及び県道除雪委託金などあります。

20款諸収入では、雑入において、公営住宅の光熱水費等利用収入などあります。

21款市債では、道路・橋梁の整備、除雪車両配備、区画整理街路事業及び公営住宅建設事業などにかかわる市債が計上されております。

次に、歳出であります。

4款衛生費では、浄化槽設置、上水道、簡易水道及び小規模水道にかかわる経費として、修繕料、委託料、補助金、簡易水道事業繰出金などが計上されております。

6款農林水産業費では、集落排水事業繰出金が計上されております。

8款土木費では、道路の維持管理や新設・改良、除排雪、橋梁の新設・改良、土地区画整理、下水道、都市公園及び公営住宅などにかかわる経費が計上されております。

職員人件費及び経常的な経費を除いた主要内容といたしましては、由利橋架替事業、橋梁点検業務委託、本荘中央地区土地区画整理事業、善応寺及び大沢排水区雨水排水基礎調査委託、都市計画に関する基礎調査及び用途地域変更業務委託、公営住宅の長寿命化計画策定業務委託、滝沢館団地建て替え事業、公共施設耐震診断業務委託、木造住宅耐震診断補助金、住宅リフォーム資金助成事業などあります。

11款災害復旧費では、公共土木施設災害に係る現年・単独、それぞれの復旧経費が計上されております。

なお、新年度の住宅リフォーム資金助成事業については、補助の対象となる工事費を30万円以上とし、その工事に要する経費の10%を助成するものであり、補助限度額が10万円となるものです。



次に、議案第74号下水道事業特別会計予算であります。これは、公共下水道及び特定環境保全公共下水道事業にかかわる特別会計予算であります。

その歳出の主なものは、料金システム統合に関する経費、処理施設の維持管理費及び長寿命化計画策定業務委託、下水道幹線・支線の整備費、道川浄化センター脱水施設工事に係る経費及び起債の元金・利子の償還にかかわるものであります。

その財源は、下水道費負担金、下水道使用料、国庫補助金、一般会計繰入金及び市債などであり、歳入歳出予算総額を25億8,184万6,000円にしようとするものであります。

また、公共下水道事業費の本荘処理区について、平成23年度から24年度までの2年間で、総額7,900万円の継続費を設定しようとするものであります。

なお、公共下水道事業等における地方債の限度額など、及び一時借入金の借入最高額をそれぞれ設定しようとするものであります。

次に、議案第75号集落排水事業特別会計予算であります。これは、市内全8地域それぞれの集落排水事業等にかかわる特別会計予算であります。

その歳出の主なものは、料金システム統合に関する経費、処理施設の維持管理費、各地区整備事業費及び起債の元金・利子の償還にかかわるものであります。

その財源は、農業集落排水分担金、農業集落排水施設使用料、国庫補助金、一般会計繰入金及び市債などであり、歳入歳出予算総額を19億4,237万9,000円にしようとするものであります。

また、農業集落排水事業等における地方債の限度額など、及び一時借入金の借入最高額をそれぞれ設定しようとするものであります。

次に、議案第76号簡易水道事業特別会計予算であります。これは、本荘・矢島・岩城・由利・大内・東由利地域、それぞれの簡易水道事業にかかわる特別会計予算であります。

その歳出の主なものは、料金システム統合に関する経費、処理施設の維持管理費、東由利簡易水道施設整備事業費及び起債の元金・利子の償還にかかわるものであります。

その財源は、水道使用料、一般会計繰入金などであり、歳入歳出予算総額を7億8,070万1,000円にしようとするものであります。

また、一時借入金の借入最高額を設定しようとするものであります。

次に、議案第81号水道事業会計予算であります。平成23年度の業務予定量を給水戸数で2万2,500戸、年間総給水量を785万7,500立方メートルと見込み、収益的収入においては、水道料金、工事検査手数料、料金システム統合に関する受託料・負担金及び一般会計補助金などを主なものとし、予定額を15億4,109万2,000円にしようとするものであります。

また、支出においては、人件費や料金収納に要する経費、施設の維持管理費、減価償却費及び企業債利息などを主なものとし、予定額を13億319万3,000円にしようとするものであります。

一方、資本的収入においては、企業債、下水道事業などの水道管移設工事負担金、一般会計出資金及び国補助金であり、予定額を17億2,270万円にしようとするものであります。

また、支出においては、人件費のほか、由利原浄水場建設事業、由利橋配水管添架事業、配水管布設及び企業債の償還にかかわる経費などを主なものとし、予定額を22億7,907万円にしようとするものであります。

なお、由利橋配水管添架事業について、平成23年度から24年度までの2年間で、総額9,823万3,000円の継続費を設定し、高度浄水施設整備事業等において、企業債の限度額などを設定、また、一時借入金の限度額及び棚卸資産購入限度額をそれぞれ設定しようとするものであります。

次に、議案第82号ガス事業会計予算であります。平成23年度の業務予定量を供給戸数で8,429戸、年間総販売量を711万2,000立方メートルと見込み、収益的収入においては、ガス料金、受注工事収益、器具販売収益及び一般会計補助金などを主なものとし、予定額を10億7,225万2,000円にしようとするものであります。

また、支出においては、人件費や各種維持管理費、器具販売費及び企業債利息などを主なものとし、予定額を10億2,523万5,000円にしようとするものであります。

一方、資本的収入においては、公共下水道事業などに伴う工事負担金や企業債であり、予定額を1億9,370万1,000円にしようとするものであります。

また、支出においては、人件費のほか、下水道等関連の供給管移設工事請負費、経年管入れ替え工事及び企業債の償還にかかわる経費などが主なものであり、予定額を5億525万1,000円にしようとするものであります。

なお、由利橋ガス管添架事業について、平成23年度から24年度までの2年間で、総額3,983万7,000円の継続費を設定し、供給設備整備事業において、企業債の限度額などを設定、また、一時借入金の限度額及び棚卸資産購入限度額をそれぞれ設定しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました一般会計、特別会計及び企業会計の新年度予算につきましては、提案の趣旨を了とし、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、本日追加提出されました案件であります。

初めに、契約関係の案件であります。

議案第84号子吉川由利橋下部工工事委託変更契約の締結についてであります。これは、昨年7月の第2回臨時会で議決され、河川管理者である国土交通省東北地方整備局と契約金額1億9,002万1,650円で締結された契約を変更しようとするものであります。

変更する主な内容は、本年の第1回臨時会においても本契約に係る増額見込み分の予算措置に伴い報告申し上げておりますが、現場くい打ち工法について全回転式オールケーシング工法への変更が必要となったこと、上部工の一部構造変更に伴う下部工工事経費の増、また、これら増額変更に伴う事務費の増などであり、契約金額を4,461万9,540円増額し、2億3,464万1,190円に変更しようとするものであります。

なお、当局より、近接の工事との関係から工事車両の出入り及び施工ヤード等の調整が必要であることから、委託期限を本年8月下旬まで延長する予定との説明を受けております。

次に、議案第85号由利橋架替事業橋台工事請負変更契約の締結についてであります。これは、昨年8月の第3回臨時会で議決され、山勇・木内特定建設工事共同企業体と契約金額1億4,043万7,500円で締結された契約を変更しようとするものであります。

変更する主な内容は、迂回路橋護岸工の施工範囲の変更による工事費の減及び擁壁工工事費の減などであり、契約金額を265万9,650円減額し、1億3,777万7,850円に変更しよう

とするものであります。

次に、議案第86号由利橋架替事業橋脚工事請負変更契約の締結についてであります。これは、同じく昨年8月の第3回臨時会で議決され、鹿島・村岡特定建設工事共同企業体と契約金額3億6,524万2,500円で締結された契約を変更しようとするものであります。

変更する主な内容は、既存構造物の取り壊し数量の増及び埋め戻し材運搬距離の変更など現場精査による工事費の増であり、契約金額を988万9,950円増額し、3億7,513万2,450円に変更しようとするものであります。

なお、当局より、冬期間における不測の積雪や強風による作業の一時中断などの影響、また、近接の工事との関係から工事車両の出入り及び施工ヤード等の調整が必要であることから、工期を本年8月下旬まで延長する予定との説明を受けております。

以上、御報告申し上げました3件の変更契約の案件につきましては、提案の趣旨を了とし、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、補正予算に関する案件であります。

議案第89号一般会計補正予算(第18号)であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、繰越明許費の追加8款であります。

これは、本年1月の第1回臨時会で予算措置された、きめ細かな交付金実施計画事業のうち、年度内に事業の完了が見込めないものについて、繰越明許費を設定しようとするものであり、市道維持改修事業、側溝改良事業、由利中央線歩道設置事業、除雪用機械器具備品購入、河川州ざらい事業、河川護岸工事、都市下水路改修事業、市営住宅改修事業など20事業について、翌年度へ繰り越ししようとするものであります。

また、住宅リフォーム助成事業について、このたびの大震災の影響等により、補助の条件となっておりますリフォーム工事の年度内完成が困難となる助成対象者が多数予想されることから、完成時期及びその精算手続等について、本年6月30日まで3カ月間の猶予期間を設けることとし、本事業の申請者へ配慮した対応を行うため、繰越明許費を設定しようとするものであります。

なお、翌年度への繰り越しの対象とするのは、本年3月11日までに交付決定を受けた方となるものです。

次に、議案第90号簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)であります。これは、矢島地域の水道導水路災害復旧費負担金について、冬期間の豪雪等により年度内の事業完成が見込めないことから、繰越明許費を設定しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました2件の補正予算につきましては、提案の趣旨を了とし、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後になりますが、このたびの東北地方太平洋沖地震において被災されました市町村にお見舞いを申し上げますとともに、ライフラインに係る関係課の多い建設常任委員会として、その復興のために最大限の援助体制をとっていただきますよう要望を申し上げ、建設常任委員会の審査報告を終わります。

議長(渡部功君) この際、10分間休憩いたします。

午後 5時23分 休 憩

午後 5時34分 再 開

議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（仮称）文化複合施設整備特別委員長の報告を求めます。19番佐藤賢一君。

【（仮称）文化複合施設整備特別委員長（佐藤賢一君）登壇】

（仮称）文化複合施設整備特別委員長（佐藤賢一君） （仮称）文化複合施設整備特別委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会におきまして、当特別委員会に審査付託になりました案件は、初日の先決議案を除き、また、本日追加提出された案件を含め、条例制定1件、補正予算2件、新年度予算1件の計4件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります、審査の経過と概要を御報告申し上げます。

初めに、議案第5号由利本荘市文化交流館条例の制定についてであります、本年秋にオープン予定の文化複合施設について、正式名称を由利本荘市文化交流館と定めるほか、その管理運営及び大ホールや各部屋の使用料などを定める条例を新たに制定しようとするものであります。

御報告申し上げました条例制定につきましては、別に規則で定める日から施行となるものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に議案第48号平成22年度一般会計補正予算（第17号）について、当特別委員会に審査付託になりましたのは、歳入14款、21款、歳出8款、繰越明許費8款であり、今回の補正は、歳入歳出ともに年度末の精査によるものが主な内容となっております。

まず、歳入については、14款国庫支出金、まちづくり交付金、21款市債、本荘市街地区整備事業債の減額が当特別委員会に係るものであり、事業の実績見込みによるものであります。

次に、歳出については、8款土木費において、文化複合施設の予約システム構築に係る経費を減額するほか、事業用地の収用面積減少により、その購入費を減額するものであります。なお、当該施設の予約システムについては、新年度に定住自立圏構想推進事業として計画している公共施設予約システム導入事業で対応する予定とのことであります。

また、本体工事が進むにつれ、文化複合施設南側の建物においてテレビ電波の受信障害が発生しており、その影響範囲の調査手数料を追加するものであります。

最後に、繰越明許費については、文化複合施設本体や外構工事のほか、市道東町南線道路改良工事などの年度内完成が困難であるため、8款土木費、まちづくり交付金事業において繰越明許費の設定をしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました補正予算につきましては、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

続きまして、議案第65号平成23年度一般会計予算について、当特別委員会に審査付託になりましたのは、歳入13款、20款、歳出2款であります。

まず、歳入13款使用料及び手数料については、総務使用料のうち150万円が当特別委員会に係るものであり、大ホールの施設使用料であります。

20款諸収入については、雑入のうち1,000万円が当特別委員会に係るものであり、公演等の入場料収入であります。

次に、歳出については、2款総務費において文化交流館管理運営費として、施設内の備

品購入費や光熱水費・各種管理委託料など維持管理費のほか、公演等委託料などが主なものであり、総額で1億9,853万7,000円であります。

以上、御報告申し上げました新年度予算につきましては、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、本日追加提出されました議案第89号平成22年度一般会計補正予算（第18号）について御報告申し上げます。

当特別委員会に審査付託になりましたのは、繰越明許費2款であります。今定例会初日に議決されました平成22年度一般会計補正予算（第16号）のうち、住民生活に光をそそぐ交付金事業である文化複合施設内の図書館関係備品購入経費について、今年度内の完了が困難であるとして繰越明許費の設定をしようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

なお、今定例会の審査に当たり、当局から工事の進捗状況などについて報告がありました。工事の進捗状況は、2月末時点で55%とのことでありますが、このたびの大震災の影響により、各種資材の流通が滞り一部納品の見通しが立たない物があるほか、各種資材について、被災地への優先供給が想定されること、また、工事を進めるために必要な燃料の安定供給について、現段階では見通しが立たないことなどから、施設の完成がおくれる可能性があるとのことでした。

各委員もそれらの事情には理解を示しておりますが、市民がその完成を心待ちにしている施設でもあり、当局におかれましては、関係業者と積極的に連絡調整していただき、早期完成に向けて最大限の努力をお願いするものであります。

また、工期やオープン時期の変更などの必要が生じた場合には、管理運営計画や利用計画などソフト面の充実とあわせて調整した上で、市民に向けて迅速な情報発信をお願いするものであります。

以上で、審査の報告を終わります。

議長（渡部功君） 以上をもって、委員長審査報告を終わります。

これより日程の順に従い、委員長報告に対する質疑及び議案、請願、陳情についての討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。関連または必要と認めるときは、議案、請願、陳情等を一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議事をそのように進めます。

なお、議案、請願、陳情等の件名は、必要と認めるときは、朗読を省略または簡略したいと思っておりますので御了承願います。

議長（渡部功君） 日程第5、議案第5号文化交流館条例の制定についてを議題といたします。

（仮称）文化複合施設整備特別委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第6、議案第6号環境基本条例の制定についてを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第7、議案第7号医師確保奨学資金基金条例の制定について及び日程第8、議案第8号医師研修資金貸付条例の制定についての2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第7号及び議案第8号の2件は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第9、議案第9号子ども条例の制定についてを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第9号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第10、議案第10号企業支援貸工場条例の制定についてを議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第10号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第11、議案第11号食料・農業・農村基本条例の制定についてを議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第11号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第12、議案第12号本荘由利地域職業訓練センター管理運営条例の全部を改正する条例案を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第12号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第13、議案第13号特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案及び日程第14、議案第14号教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案の2件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第13号及び議案第14号の2件は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第15、議案第15号特別会計条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第15号は、原案のとおり可決されました。



議長（渡部功君） 日程第16、議案第16号コミュニティバス等運行事業条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第16号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第17、議案第17号国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第17号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第18、議案第18号住みよい環境づくり条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第18号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第19、議案第19号児童遊園地条例の一部を改正する条例案及び日程第20、議案第20号児童館条例の一部を改正する条例案の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第19号及び議案第20号の2件は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第21、議案第21号長寿祝金条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第21号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第22、議案第22号農山村集会施設条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第22号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第23、議案第23号特別導入事業基金条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第23号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第24、議案第24号道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第24号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第25、議案第25号都市公園条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第25号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第26、議案第26号浄化槽施設条例の一部を改正する条例案及び日程第27、議案第27号簡易水道等設置条例の一部を改正する条例案の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第26号及び議案第27号の2件は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第28、議案第28号教職員住宅条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第28号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第29、議案第29号理科教育センター条例等の一部を改正する条例案から日程第32、議案第32号テニスコート条例の一部を改正する条例案までの4件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第29号から議案第32号までの4件は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第33、議案第33号ガス供給条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第33号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第34、議案第34号へき地保育所条例を廃止する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第34号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第35、議案第35号上蛇田ぶどう園管理施設条例を廃止する条例案

を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第35号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第36、議案第36号本荘文化会館条例を廃止する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第36号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第37、議案第39号物品（はしご付消防ポンプ自動車）購入契約の締結についてを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第39号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第38、議案第40号平成23年度介護サービス事業特別会計への繰入れについてから日程第42、議案第44号平成23年度スキー場運営特別会計への繰入れについてまでの5件を一括議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第40号から議案第44号までの5件は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第43、議案第45号市道路線の認定についてを議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第45号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第44、議案第46号本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務の変更に伴う財産処分についてを議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第46号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第45、議案第48号平成22年度一般会計補正予算（第17号）を議題といたします。

各委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第48号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第46、議案第49号平成22年度国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から日程第49、議案第52号平成22年度受託施設休日応急診療所運営特別会計補正予算（第1号）までの4件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第49号から議案第52号までの4件は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第50、議案第53号平成22年度情報センター特別会計補正予算（第5号）及び日程第51、議案第54号平成22年度地域情報化事業特別会計補正予算（第3号）の2件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。



【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第53号及び議案第54号の2件は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第52、議案第55号平成22年度奨学資金特別会計補正予算（第3号）及び日程第53、議案第56号平成22年度介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第55号及び議案第56号の2件は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第54、議案第57号平成22年度下水道事業特別会計補正予算（第4号）から日程第56、議案第59号平成22年度簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）までの3件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第57号から議案第59号までの3件は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第57、議案第60号平成22年度スキー場運営特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第60号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第58、議案第61号平成22年度小友財産区特別会計補正予算（第1号）及び日程第59、議案第62号平成22年度松ヶ崎財産区特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第61号及び議案第62号の2件は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第60、議案第63号平成22年度水道事業会計補正予算（第4号）及び日程第61、議案第64号平成22年度ガス事業会計補正予算（第4号）の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第63号及び議案第64号の2件は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第62、議案第65号平成23年度一般会計予算を議題といたします。

総務、教育民生、建設の各常任委員長及び（仮称）文化複合施設整備特別委員長の報告は、原案を可決すべきもの、産業経済常任委員長の報告は、意見を付して原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論の通告がありますので、これを許します。3番佐々木隆一君。

【3番（佐々木隆一君）登壇】

3番（佐々木隆一君） 私は、議案第65号平成23年度由利本荘市一般会計予算案に反対の立場から討論いたします。

まず冒頭に、今回の東日本大震災は、未曾有の大災害をもたらしました。亡くなられた方、負傷された方々にお悔やみを申し上げますとともに、被害の復旧に全力を挙げたいと考えるものであります。

秋田県内の共産党の地方議員団も各自治体にできる限りの復旧支援に協力すべく、自治体の首長に申し入れたところでもあります。

討論に入ります。

一昨年政権交代で国民が民主党に寄せた期待は、幻滅にそして怒りに変わっています。

今、日本を覆う閉塞感の根本に働く人の賃金が長期にわたって減り続けているという問題は、広く指摘されているところでもあります。ピーク時の97年から年平均で61万円、総額で30兆円も減りました。年収200万円以下で働く貧困層は、1,100万人までふえたのであります。その一方で、大企業の内部留保、ため込み金はふえ続け、244兆円に達し、現金など手元資金だけでも62兆円と空前の金余りになっています。

この巨額な資金の偏在を是正すること、使い道がないままため込まれているあり余る資金を社会に還流させることこそ、経済政策の中心に据えなければならないと考えるものであります。

国の財政が大変だと言いながら、金の使い道に困っている大企業には法人税減税をし、大金持ちには証券優遇税制を存続させる。そして、社会保障を切り捨てながら社会保障推進のためという口実で、庶民には消費税の増税を検討する。こんなむちゃな話もないでしょう。

今やるべきことは、社会保障の切り捨てから拡充への転換であり、財源というなら、行き過ぎた大企業・大資産家減税をやめ、税金は負担能力に応じて支払う、思いやり予算など軍事費を削る、税金の山分けである政党助成金を廃止する、こういう方向こそ追求すべきであります。

長年にわたって自民党政治が続け、民主党政権になっても変えようとしないうアメリカ言いなり、財界大企業本位の異常をただすかどうかの認識を、市当局も共有する立場に立っていただきたいと思うのであります。

これら述べたように、当然地方にもしわ寄せが来ますが、そのような厳しい財政状況の中でも、市長初め職員の皆さんがよく検討された新年度予算案と評価します。

子供の健やかな成長を社会全体で支援するというまちづくりを推進するとした子ども条例は、子供たちをめぐる環境が脅かされつつある昨今、次代を担う子供たちへの熱い思いが伝わってきます。

食料・農業・農村基本条例も実によくまとめられ、「秀峰鳥海山、出羽丘陵の山々に育まれ」から始まる前文と目的、理念などが明記されており、食育文化まで言及し、このとおりになったら豊かな大地に豊穡の恵みが見えてくるのは私だけではないでしょう。

地域おこしと全国に広まりつつある住宅リフォーム助成事業、小学校3年生までの医療費無料の福祉医療、子宮頸がんワクチン予防接種事業等々、市長が言われる言葉ですが「市民の元気回復」、市民の元気回復への当局の意気込みが感じられます。

しかし、今、市民に安心できる社会保障を構築するため、抜本的な改革が求められています。とりわけ危機的な国民健康保険のため、減らされ続けた国庫負担の引き上げは当然の世論にしていかなければなりません。一般会計から繰り入れるなどの措置をしなければ、高い国保税のため滞納者がふえ、当局も大変難儀することとなります。

ところが国は、みずからの国庫負担を回復することなく市町村の繰り入れをやめるよう通達まで出しています。国は、みずからの負担を切り下げたままで経済政策の失敗を見直すこともなく、国民や自治体に説教することは許されません。全国の自治体の約7割が、一般会計から国保への繰り入れをしてるのであります。本市にも繰り入れをし、国保税の引き下げを行うようにと何度も要請してきましたが、行っていただけませんでした。

また、秋田由利牛の郷推進事業として、(仮称)秋田由利牛振興公社設立にかかわる調査費及び出資金については、産業経済常任委員会でも、「将来的に危惧される。運営計画に甘さがあるのではないか。」との連携が不十分。責任の所在が不透明」などさまざまな心配される意見が出されました。

私は、畜産経営をめぐる環境が非常に厳しい中、TPPが強行される、あるいは日豪2国間EPAが進めば、市長自身、本市の農業も壊滅的な打撃を受けると言っているではありませんか。壊滅的な大打撃を受けることになるかもしれない畜産公社化に踏み切る姿勢は、賛成できるものではありません。矛盾しているではありませんか。

秋田由利牛のブランド化と畜産振興への当局の力強い決意は伝わってくるのですが、もっと深く掘り下げ、熟議すべきであります。第三セクターなど公社化がすべてだめとは申しませんが、公社と言えは県の畜産公社、住宅開発公社が思い起こされ、市の畜産公社も将来公金で後始末することにならなければよいかと心配する市民もおりました。

このような中で、いろいろ調査・相談することで一つ御紹介したいことがあります。総務省の内簡、平成23年度の地方財政の見通し、予算編成上の留意事項についてからであります。第4に地方公共団体財政健全化法の運用ということで、「各地方公共団体においては、地方公共団体財政健全化法の趣旨を踏まえ、一般会計等のみならず、公営企業等の特別会計や地方公社・第三セクターの状況について、収支、経営状況、資産及び将来負担の実態も含め適切に把握し、当該団体の財政状況を全体としての的確に分析した上で総合的な財政健全化を図られるよう御留意いただきたい。特に次の事項に御配慮いただきたい。」ということで、3番目にこのようにあります。

「地方公営企業、地方公社及び第三セクターの改革を集中的に行えるよう、平成25年度までの間の時限措置として、改革のために特に必要となる経費を地方債、第三セクター等

を改革推進したいというのでありますが、この対象とすることとしているので、その活用による抜本的改革の検討に御配慮いただきたい。」という内簡も私どもの調査で判明いたしました。このことを述べて反対討論といたします。

以上であります。

議長（渡部功君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告のとおり原案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（渡部功君） 起立多数であります。よって議案第65号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第63、議案第66号平成23年度国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告のとおり原案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（渡部功君） 起立多数であります。よって議案第66号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第64、議案第67号平成23年度後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告のとおり原案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（渡部功君） 起立多数であります。よって議案第67号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第65、議案第68号平成23年度診療所運営特別会計予算及び日程第66、議案第69号平成23年度受託施設休日応急診療所運営特別会計予算の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第68号及び議案第69号の2件は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第67、議案第70号平成23年度情報センター特別会計予算及び日程第68、議案第71号平成23年度地域情報化事業特別会計予算の2件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第70号及び議案第71号の2件は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第69、議案第72号平成23年度奨学資金特別会計予算及び日程第70、議案第73号平成23年度介護サービス事業特別会計予算の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第72号及び議案第73号の2件は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第71、議案第74号平成23年度下水道事業特別会計予算から日程第73、議案第76号平成23年度簡易水道事業特別会計予算までの3件を一括議題といたします。建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第74号から議案第76号までの3件は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第74、議案第77号平成23年度スキー場運営特別会計予算を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第77号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第75、議案第78号平成23年度小友財産区特別会計予算から日程第77、議案第80号平成23年度松ヶ崎財産区特別会計予算までの3件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第78号から議案第80号までの3件は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第78、議案第81号平成23年度水道事業会計予算及び日程第79、議案第82号平成23年度ガス事業会計予算の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第81号及び議案第82号の2件は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第80、議案第83号組織条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第83号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第81、議案第84号子吉川由利橋下部工工事委託変更契約の締結についてから日程第83、議案第86号由利橋架替事業橋脚工事請負変更契約の締結についてまでの3件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。



委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第84号から議案第86号までの3件は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第84、議案第87号土地改良事業の経費の賦課徴収についてを議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第87号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第85、議案第88号公の施設の利用に関する協議についてを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第88号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第86、議案第89号平成22年度一般会計補正予算（第18号）を議題

といたします。

各委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第89号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第87、議案第90号平成22年度簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第90号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第88、陳情第1号最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援の拡充を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって陳情第1号は、採択することに決定いたしました。

議長（渡部功君） 日程第89、陳情第2号労働者派遣法の早期抜本改正と雇用の安定を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって陳情第2号は、採択することに決定いたしました。

議長（渡部功君） 日程第90、陳情第3号2011年度年金引き下げの撤回と無年金・低年金者に緊急措置を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、趣旨採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって陳情第3号は、趣旨採択とすることに決定いたしました。

議長（渡部功君） 日程第91、継続審査中の平成22年陳情第10号住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、不採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。

委員長報告は、不採択としておりますが、本件を採択することに賛成の諸君の起立を求

めます。繰り返します。本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（渡部功君） 起立少数であります。よって継続審査中の平成22年陳情第10号は、不採択とすることに決定いたしました。

議長（渡部功君） 日程第92、継続審査についてを議題といたします。

継続審査中の平成22年請願第5号後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書提出についての請願は、教育民生常任委員長より、なお審査の要ありとして、会議規則第104条の規定により継続審査の申し出があります。

委員長の申し出のとおり、これを継続審査とすることに決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって継続審査中の平成22年請願第5号は、継続審査とすることに決定いたしました。

議長（渡部功君） 日程第93、追加提出議員発案の説明並びに質疑を行います。

議員発案第1号議会議員政治倫理条例の一部改正についてを上程し、提案者の説明を求めます。18番伊藤順男君。

【18番（伊藤順男君）登壇】

18番（伊藤順男君） 議員発案第1号については、由利本荘市議会議員政治倫理条例の一部改正についてでありまして、私から提案説明をさせていただきます。

この条例の目的は、議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって市民に信頼される民主的な市政の発展に寄与することを目的に、平成20年12月25日、条例第48号として制定されたものであります。

このたびの改正は、議会の活性化等を視野に、各会派の代表者と無所属議員の9名をもって構成した議会改革委員会において提起された同条例第11条、市との請負契約等に対する遵守事項の検討過程において、条例解釈については、法律の専門家からの意見を参考にしたいとの委員からの提案があり、本市の顧問弁護士に5項目を書面にて質問させていただいたところであります。

質問の1、2の概要についてであります。地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止規定）と倫理条例第11条（自治法を強化した条例）との関連は努力規定の解釈でよいか。また、企業に市との契約解消を求める条例になっているが問題はないか。

質問3、4、5の概要については、地方自治法第92条の2、主として同一の行為をする法人における最高裁判例と倫理条例第11条への適用解釈。また、実質的な執行力及び責任の度合いからの視点による規定の必要性などについてであります。

本市の顧問弁護士からの質問1、2の回答概要は、条例第11条においては、市との請負契約を辞退することを議員の配偶者、1親等内の血族もしくは同居の親族が実質的に経営に携わっている企業（以下、関係私企業という）に求めているとし、規制できない企業活動を規制しようとしているものであり、その強制力は否定されるべきものであるとしております。

そこで、同条例第11条、市との請負契約等に対する遵守事項においては、その主体、主

語を「企業」としていたものを「議員は…努めなければならない」と改正しようとするものであります。同時に改正に伴う字句を見直すものであります。

また、質問3、4、5への顧問弁護士の回答概要は、企業にもいろいろな形態があり、一人企業から大規模企業あり、農協その他役員が選挙で選出される団体もある。役員に親族が就任したことをもって市との契約自体が否定され、あるいは議員個人が処罰の対象とされることは地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）の意図するところとはかけ離れており行き過ぎの嫌いがあるとしています。

こうした本市の顧問弁護士の回答を議会改革委員会でしんしゃくし、検討した結果、「議員政治倫理条例を制定した議決の重さ。法の解釈にはさまざまな考え方がある」などの意見を踏まえ、回答3、4、5にかかわる条文は、現行のままとしたところであります。

同時に、本市顧問弁護士からの回答については、法律の専門家からの意見を参考にしたい旨、全委員の一致により実現したものでありますので、各会派内でよく説明、しんしゃくあれこれ照らし合わせて取捨すること、としたものであります。

なお、改正の新旧比較表をお配りしておりますので御参照ください。

以上、由利本荘市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例案の説明といたします。議員各位の御賛同をお願いいたします。

以上であります。

議長（渡部功君） これにて追加提出議員発案の説明を終わります。

この際、お諮りいたします。議員発案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第1号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。議員発案第1号については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第1号については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

議長（渡部功君） 日程第94、議員発案第1号議会議員政治倫理条例の一部改正についてを議題といたします。

本案は直ちに採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第1号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第95、特別委員会の名称変更の件を議題といたします。

本件につきましては、議案第5号文化交流館条例の制定についてが原案のとおり可決されましたことに伴い、（仮称）文化複合施設整備特別委員会の名称を変更するものであり

ます。

お諮りいたします。本件について、文化交流館整備特別委員会と名称を変更したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

この際、議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 6時53分 休 憩

午後 6時59分 再 開

議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催し、先ほど採択されました陳情に係る委員会発案第1号最低賃金の引き上げと中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について及び委員会発案第2号労働者派遣法の早期抜本改正と雇用の安定を求める意見書の提出についてを日程に追加することにいたしました。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付しております委員会発案第1号及び委員会発案第2号を日程に追加することに決定いたしました。

議長（渡部功君） 日程第96、追加提出委員会発案の説明並びに質疑を行います。

この際、お諮りいたします。委員会発案第1号及び委員会発案第2号は、会議規則第37条第3項の規定により提案説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第1号及び委員会発案第2号については、提案説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。委員会発案第1号及び委員会発案第2号については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第1号及び委員会発案第2号については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

議長（渡部功君） 日程第97、委員会発案第1号最低賃金の引き上げと中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について及び日程第98、委員会発案第2号労働者派遣法の早期抜本改正と雇用の安定を求める意見書の提出についての2件を一括議題といたします。

採決いたします。本案を原案のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第1号及び委員会発案第2号の2件は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。今期市議会定例会において議決されました議案、陳情等において、その字句、条項、数字、その他文案等に整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。各委員会の所管に関する事項については、閉会中も調査検討したいと思えます。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

議長（渡部功君） 以上をもって、今期市議会定例会の付議事件は、すべて終了いたしました。

去る2月22日開会以来、連日審査に当たられました議員各位に対し、心から敬意を表しますとともに、これに御協力いただきました市当局並びに関係各位に対しまして、この席から深甚なる感謝を表する次第であります。

これをもちまして、平成23年第1回由利本荘市議会定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

午後 7時03分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

由利本荘市議会議長 渡 部 功

議 員 齋 藤 作 圓

議 員 佐々木 勝 二